

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保) 濃縮個別 04 R2
提出年月日	2022年5月24日

施行時期に係る補足説明資料

本資料は、【保) 濃縮個別 04 R1】の改訂版 (R2) である。

改訂内容を以下に示す。

○施行時期の考え方の再整理

○その他記載の適正化

※ 【保) 濃縮個別 04 R1】から変更した部分を青字にて示す。

■ : 商業機密の観点から公開できない箇所

目 次

1. 概要	1
2. 施行時期の規定方針及び規定の記載	1
3. 各施行時期に関する説明	2
4. 火災、自然災害等（地震、竜巻等）、重大事故に至るおそれがある事故 及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する説明	4

添付 保安規定施行時期一覧表

別添1 附則適用の考え方（附則第1項と附則第2項の適用が混在する場合）

別添2 附則適用の考え方（附則第1項と附則第3項の適用が混在する場合）

1. 概要

本資料は、ウラン濃縮加工施設保安規定変更認可申請における施行時期の考え方について説明するものである。

2. 施行期日の規定方針及び規定の記載

(1) 規定方針

今回の保安規定は、[2022年4月15日申請時点において本年7月末の認可を想定し、工事や運用上の制約がない事項に関する規定](#)*1、当社全施設に共通した運用に係る事項に関する規定、使用前検査又は使用前事業者検査（以下「[使用前事業者検査等](#)」という。）の対象となる各設備に係る事項に関する規定を反映しており、複数に分割して施行する必要があることから、[表2に示す規定方針（③除く）としていた](#)。

*1：工事や運用上の制約がない事項に関する規定とは、事業変更許可及び設工認からの反映事項のうち設工認や使用前事業者検査等を必要としない事項を反映する規定、当社他施設保安規定との整合を踏まえ反映する規定及びその他記載の適正化を図る規定をいう。また、規定とは保安規定条文単位をいう。

しかしながら、上記方針については、当初7月末の認可を想定していたこともあり、仮に当初想定よりも早期に認可された場合において、当初工事や運用上の制約がない事項に関する規定としていた規定のうち表1に示す事項については工事等が完了していないため、表2に示す施行期日の規定方針とすることで再整理した。

表1 再整理が必要な規定及び各規定の記載箇所並びに工事等の完了目標時期

再整理が必要な規定	4/15申請における記載箇所	工事等の完了目標時期
(1)竜巻対策（放射性固体廃棄物（ドラム缶等）の固縛）に関する規定	✓添付1「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」2.4(1)2④に竜巻対策としてドラム缶等の固縛を規定した。	7月末
(2)重大事故に至るおそれがある事故への対処資機材（屋上放水装置の配備）に関する規定	✓添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」表-1に新規資機材として屋上放水装置を規定した。	7月末
(3)火災、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応（車庫の配備、化学消防自動車の事業所配備、初期消火要員の事業所常駐、車庫への資機材配備）に関する規定	✓第21条の2「火災発生時の体制の整備」第1項第1号に初期消火要員9名以上を濃縮・埋設事業所常駐とすることを規定した。 ✓別表4の2「初期消火活動に係る設備等」に化学消防自動車を濃縮・埋設事業所に配備することを規定した。（現行の隣接する自社の他の事業所に配備しているものを使用する規定を削除）	8月末 ※コロナ禍の影響により車庫建設のための材料調達に時間を要することが判明

再整理が必要な規定	4/15 申請における記載箇所	工事等の完了目標時期
	✓ 添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」表-1に化学消防自動車の濃縮・埋設事業所（車庫）配備、車庫への資機材配備を規定した。	

表2 施行時期の規定方針

変更する規定	変更内容	施行時期の規定方針
① 工事や運用上の制約がない事項に関する規定	変更理由のうち以下の理由により変更した規定を指す。 (1)b. 事業変更許可及び設工認を踏まえた運用に係る規定の変更のうち下記③を除く規定の変更 (3)当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用に係る事項の変更 (4)記載の適正化	原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内
② 当社全施設＊2に共通した運用に係る事項に関する規定	変更理由のうち以下の理由により変更した規定を指す。 (2)品質・保安会議に係る事項の変更	社長が指定する日より適用することとし、それまでの間は従前の例による。
③ 工事や運用上の制約がある事項に関する規定 ＊3（表1に示す規定）	変更理由のうち以下の理由により変更した規定を指す。 (1)b. 事業変更許可及び設工認を踏まえた運用に係る規定の変更	表1に示す規定すべての工事等が完了し運用可能となった日以降、社長が指定する日より適用する。 ただし、本規定において工事や運用上の制約がない事項については上記①を適用する。
④ 使用前事業者検査等の対象となる各設備に係る事項に関する規定	変更理由のうち以下の理由により変更した規定を指す。 (1)a. 事業変更許可及び設工認を踏まえた設備変更に伴う規定の変更	ウラン濃縮加工施設の使用前事業者検査等の実施を踏まえ、使用前事業者検査等終了日＊4の翌日より適用する。 ただし、本規定において工事や運用上の

変更する規定	変更内容	施行時期の規定方針
		制約がない事項については上記①を、工事や運用上の制約がある事項については上記③を適用する。

* 2 : 当社全施設とは、ウラン濃縮加工施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設及び MOX 燃料加工施設をいう。

* 3 : 工事や運用上の制約がある事項に関する規定とは、事業変更許可及び設工認からの反映事項のうち設工認や使用前事業者検査等を必要としない事項を反映する規定（表 1 に示す規定）をいう。

* 4 : 使用前事業者検査等終了日とは、使用前確認申請書に係る使用前事業者検査の使用前確認により、当該の使用前事業者検査が終了していることについて原子力規制委員会の確認を受け使用前確認証の交付を受けた日とする。なお、旧核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき設計及び工事の方法の認可を受けた設備については、使用前検査の合格証の交付を受けた日とする。

（2）規定の記載

前述(1)を踏まえ、施行期日の規定については、附則に以下のとおり記載することで補正する。（青字及び黄色網掛け部は補正箇所を示す）

なお、附則第 2 項の変更に係る補正については、「保）全社共通 01 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る補足説明資料」にて説明する。

附 則（令和 年 月 日 原規規発第 号）
1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。
2. 本規定施行の際、第 8 条（職務）第 2 項第 5 号の安全・品質本部長に係る規定、同条同項第 6 号の安全・品質本部副本部長に係る規定、第 11 条（品質・保安会議の審議事項、構成等）及び別図 1（保安に関する組織（第 7 条関係））のうち安全・品質本部副本部長に係る規定については、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。
3. 本規定施行の際、以下の工事や運用上の制約がある事項に係る規定については、当該規定すべての工事等が完了し運用可能となった日以降、社長が指定する日より適用し、それまでの間は別紙 1 による。
(1) 第 21 条の 2（火災発生時の体制の整備）のうち初期消火活動のために必要な要員の濃縮・埋設事業所常駐
(2) 別表 4 の 2（初期消火活動に係る設備等（第 21 条の 2 関係））のうち濃縮・埋設事業所への配備
(3) 添付 1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準（第 21 条の 2、第 21 条の 3 関連））のうち放射性固体廃棄物のドラム缶等の容器の固縛による飛散防止

(4) 添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準（第21条の4関連））表－1（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等）のうちモニタリングカー、風向風速計、消防自動車（化学消防自動車）、可搬消防ポンプ、可搬消防ポンプ運搬用車両及び泡消火剤の車庫1又は車庫2への配備、屋上放水装置の2号発回均質棟への配備

4. 本規定施行の際、使用前検査又は使用前事業者検査の対象となる各設備に係る規定については、工事や運用上の制約がない規定を除き加工施設に係る使用前検査又は使用前事業者検査終了日以降に適用し、それまでの間は従前の例による。ただし、以下の規定については、使用前検査又は使用前事業者検査終了日以降に適用するまでは別紙2による。
- (1) 第23条（臨界安全管理）のうち新型遠心機の運転条件
 - (2) 第25条（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）のうち均質槽防護カバー
 - (3) 第44条（放射性固体廃棄物）のうちCウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア）
 - (4) 別図2（1/3）（ウラン濃縮建屋1階 管理区域図（第45、49、54、55条関係））のうちモニタエリア（モニタ室）
 - (5) 別表1（施設の管理及び点検・工事等に関する業務の担当課長（第8条関係））のうち放射線監視・測定設備（HFセンサ、溢水防護設備、竜巻防護設備、重大事故等対処資機材）
 - (6) 別表3（巡視点検を行う設備等（第16条関係））のうちその他の加工施設（溢水防護設備、竜巻防護設備）
 - (7) 別表5（保安上特に管理を必要とする設備（第22条関係））のうち放射線監視・測定設備（HFセンサ）
 - (8) 別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力（第43、44、45、48、50、52条関係））のうちCウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア）
 - (9) 別表28（放射線測定器類（第66条関係））のうちHFセンサ
 - (10) 添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準（第21条の2、第21条の3関連））のうち遠隔消火設備
 - (11) 添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準（第21条の4関連））表－1（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等）のうち貯水槽

注：附則第3項別紙1及び附則第4項別紙2の記載は省略する。

3. 各施行時期に関する説明（図1及び添付参照）

（1）工事や運用上の制約がない事項に関する規定

工事や運用上の制約がない事項に関する規定は、保安規定変更認可申請 別紙2. 変更の理由のうち(1)b. 事業変更許可及び設工認を踏まえた運用に係る規定の変更（後述3.(3)で示す規定の変更を除く）、(3)当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用に係る事項の変更、(4)記載の適正化に該当する理由により変更した規定を指す。

工事や運用上の制約がない事項に関する規定については、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

上記規定を踏まえた社内要領類については、認可後 10 日以内に施行する保安規定と同日に施行する。

(2) 当社全施設に共通した運用に係る事項に関する規定（補足説明資料「保」全社共通 01」関連）

当社全施設に共通した運用に係る事項に関する規定は、保安規定変更認可申請 別紙 2. 変更の理由のうち(2)品質・保安会議に係る事項の変更に該当する理由により変更した規定を指す。

当社全施設に共通した運用に係る事項に関する規定については、全施設保安規定の原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より適用することとし、それまでの間は従前の例による。

上記規定を踏まえた社内要領類については、社長が指定する日より適用する保安規定と同日に施行する。

(3) 工事や運用上の制約がある事項に関する規定

工事や運用上の制約がある事項に関する規定は、保安規定変更認可申請 別紙 2. 変更の理由のうち(1)b. 事業変更許可及び設工認を踏まえた運用に係る規定の変更のうち以下の理由により変更した規定を指す。

工事や運用上の制約がある事項に関する規定については、当該規定すべての工事等が完了し運用可能となった日以降、社長が指定する日より保安規定を適用することとし、それまでの間は附則別紙 1 による。

上記規定を踏まえた社内要領類については、社長が指定する日より適用する保安規定と同日に施行する。

①自衛消防隊を濃縮・埋設事務所に常駐する体制とするため、保安規定第 21 条の 2 (火災発生時の体制の整備)、別表 4 の 2 (初期消火活動に係る設備等) 及び添付 2 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準) の変更

⑥火災及び自然災害等発生時の体制の整備に積雪、化学物質の放出、台風等の事象の追加及びこれ以外の事象においても核燃料物質の取扱い操作停止等の必要な措置を追加するため、保安規定添付 1 (火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準) の変更のうち竜巻対策 (放射性固体廃棄物 (ドラム缶等) の固縛) に係る変更

⑦重大事故に至るおそれがある事故に対処するための資機材等の追加及び保有数、保管場所の明確化のため、保安規定添付 2 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準) の変更のうちモニタリングカー、風向風速計、消防自動車 (化学消防自動車)、可搬消防ポンプ、可搬消防ポンプ運搬用車両及び泡消火剤の車庫 1 又は車庫 2 への配備、屋上放水装置の 2 号発回均質棟への配備に係る変更

(4) 使用前事業者検査等の対象となる各設備に係る事項に関する規定

使用前事業者検査等の対象となる各設備に係る事項に関する規定は、保安規定変更認可申請 別紙 2. 変更の理由のうち(1)a. 事業変更許可及び設工認を踏まえた設備

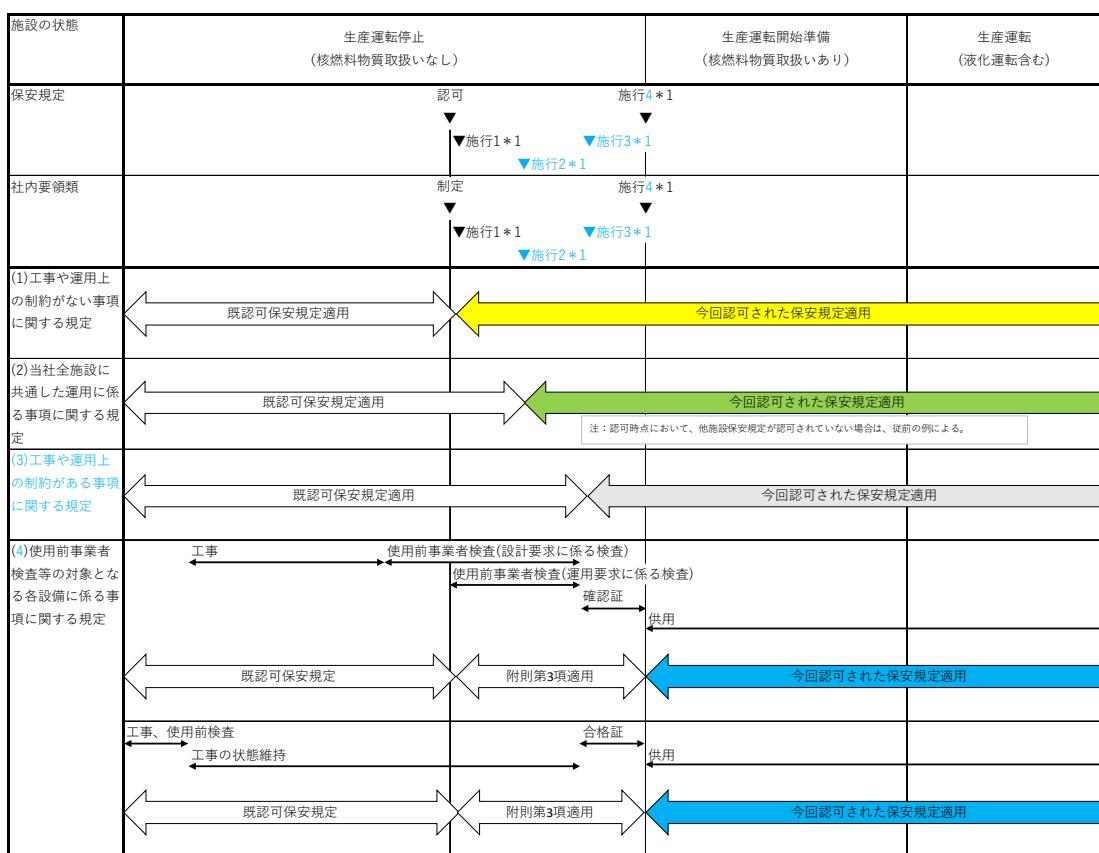
変更に伴う規定の変更に該当する理由により変更した規定を指す。

使用前事業者検査等の対象となる各設備に係る事項に関する規定については、加工施設に係る使用前事業者検査等を実施し、使用前事業者検査等終了日の翌日より保安規定を適用することとする。

なお、設工認の基本設計方針における運用要求事項（保安規定及び社内要領類に定めて管理するとした事項）については、使用前事業者検査にてその内容を確認する必要がある。

そのため、当該設備に係る使用前事業者検査を実施するまでに保安規定の変更内容を踏まえた社内要領類を制定し、使用前事業者検査においては基本設計方針における運用要求事項が認可を受けた保安規定及び制定した社内要領類に規定されていることを確認する。

当該社内要領類については、使用前事業者検査等終了日の翌日より適用する保安規定と同日に施行する。



* 1 : 施行 1 においては、工事や運用に制約がない事項に関する規定を対象とし、認可後10日以内に施行

施行 2 においては、当社全施設に共通した運用に係る事項に関する規定を対象とし、社長が指定する日に施行

施行3においては、工事や運用上の制約がある事項に関する規定を対象とし、対象となる工事等が完了し共用・運用可能となった日以降、社長が指定する日に施行

施行4においては、使用前事業者検査等の対象となる各設備に係る事項に関する規定を対象とし、使用前事業者検査等終了日の翌日に施行

図 1. 保安規定反映事項と施行時期との関係図

4. 火災、自然災害等（地震、竜巻等）、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する説明（図2参照）

今回の保安規定変更内容には、対応が必要な事象の追加、重大事故に至るおそれがあ

る事故に必要な資機材の追加等があることから、火災、自然災害等（地震、竜巻等）、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊（以下「設計基準事故等」という。）発生時の体制の整備を進めていく上で、適用する保安規定との関係を以下のとおり整理した。

（1）要員の配置

設計基準事故等への対応に係る要員については、既認可保安規定で枠組みを規定（第 71, 72, 73 条及び添付 1, 2）しており、また当該枠組みを反映した社内要領類も施行している。

今回の保安規定において追加する事象への対応（火山対応（防護対象施設以外の建屋の除灰）、積雪時対応、化学物質放出時対応、台風等対応等）について、既認可保安規定の枠組みを適用し下記(2)で示す教育・訓練を要員に対して実施し保安規定施行前（図 2 中の施行 1）までに配置できるようにする。

要員については、前述 3. (1) 「工事や運用上の制約がない事項に関する規定」の考え方に基づき認可後 10 日以内に施行する保安規定と同日に配置する。

ただし、初期消火活動のために必要な要員（9名以上）の濃縮・埋設事業所常駐については、前述 3. (3) 「工事や運用上の制約がある事項に関する規定」の考え方に基づきすべての工事等が完了し運用可能となった日以降、社長が指定する日に適用する保安規定と同日に配置する。

（2）教育・訓練の実施

設計基準事故等への対応に係る教育・訓練については、前述 4. (1) 「要員の配置」と同様に既認可保安規定で枠組みを規定（第 71, 72, 73 条及び添付 1, 2）しており、また当該枠組みを反映した社内要領類も施行している。

今回の保安規定において追加する事象への対応（火山対応（防護対象施設以外の建屋の除灰）、積雪時対応、化学物質放出時対応、台風等対応等）及び追加する設備・資機材（遠隔消火設備、貯水槽、監視カメラ、2号発回均質室前シャッター前カーテン）の使用方法に対する教育・訓練については、既認可保安規定の枠組みを適用し保安規定施行前（図 2 中の施行 1）までに実施し必要な力量を付与できるようにする。

また、現在再処理事業所に配備しているウラン濃縮加工施設が所有する化学消防車を用いた教育・訓練については、教育・訓練時に濃縮・埋設事業所に移動させ今後配備する場所から出動し初期消火活動を訓練する等を既認可保安規定の枠組みを適用し保安規定施行前（図 2 中の施行 3）までに実施し必要な力量を付与できるようにする。

ただし、工事や運用上の制約がある設備（屋上放水装置）又は使用前事業者検査等の対象となる設備（遠隔消火設備、貯水槽）を用いた教育・訓練は、すべての工事等が完了し運用可能となった日以降で社長が指定する日又は使用前事業者検査等終了日までの間は模擬訓練により力量を付与し、すべての工事等が完了し運用可能となった日以降で社長が指定する日以降又は使用前事業者検査等終了日の翌日以降より当該設備を用いた訓練により力量を再度付与する。

（3）資機材の配備

設計基準事故等への対応に係る資機材についても、前述 4. (1) 「要員の配置」と同様に既認可保安規定で枠組みを規定（第 71, 72, 73 条及び添付 1, 2）しており、また当

該枠組みを反映した社内要領類も施行している。

今回の保安規定において追加する資機材のうち監視カメラ、2号発回均質室前シャッター前カーテンについては、使用前事業者検査等の対象ではない設備であることから、既認可保安規定の枠組みを適用し保安規定施行前（図2中の施行1）までに準備し配備できるようにする。

また、今回の保安規定において追加する資機材のうちモニタリングカー、風向風速計、消防自動車（化学消防自動車）、可搬消防ポンプ、可搬消防ポンプ運搬用車両及び泡消火剤の車庫1又は車庫2への配備、屋上放水装置の2号発回均質棟への配備については、工事や運用上の制約があることから、既認可保安規定の枠組みを適用し保安規定施行前（図2中の施行3）までに準備し配備できるようにする。

監視カメラ、2号発回均質室前シャッター前カーテンについては、前述3.(1)「工事や運用上の制約がない事項に関する規定」の考え方に基づき認可後10日以内に施行する保安規定と同日に配備する。

モニタリングカー、風向風速計、消防自動車（化学消防自動車）、可搬消防ポンプ、可搬消防ポンプ運搬用車両及び泡消火剤の車庫1又は車庫2への配備、屋上放水装置の2号発回均質棟への配備については、前述3.(3)「工事や運用上の制約がある事項に関する規定」の考え方に基づきすべての工事等が完了し運用可能となった日以降で社長が指定する日に適用する保安規定と同日に配備する。

貯水槽については、使用前事業者検査等の対象となる設備であることから、使用前事業者検査等終了日の翌日より供用するものとする。

（4）手順書の整備

設計基準事故等への対応に係る手順書についても、前述4.(1)「要員の配置」と同様に既認可保安規定で枠組みを規定（第71, 72, 73条及び添付1, 2）しており、また当該枠組みを反映した社内要領類も施行している。

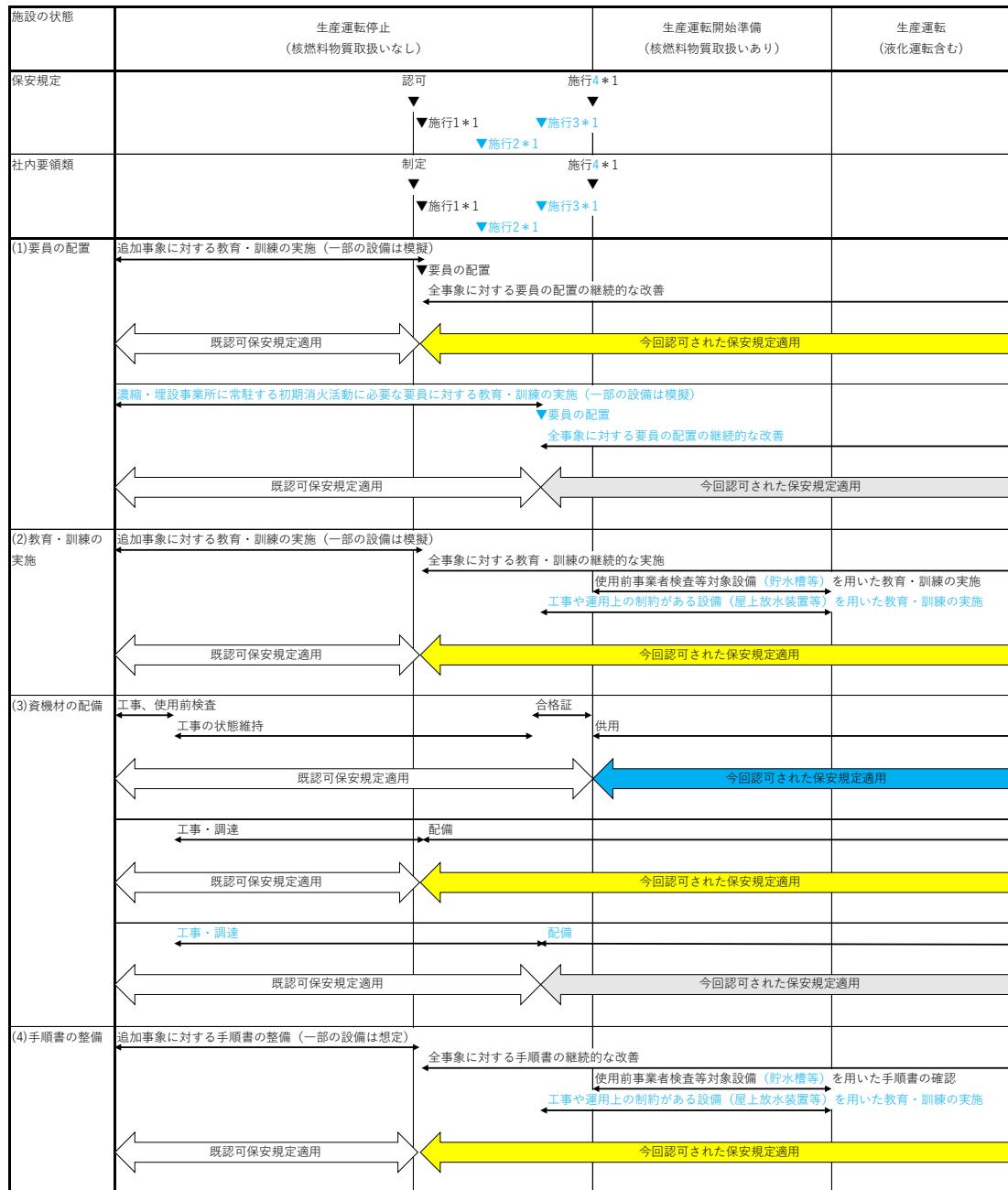
今回の保安規定において追加する事象への対応（火山対応（防護対象施設以外の建屋の除灰）、積雪時対応、化学物質放出時対応、台風等対応等）を含めた設計基準事故等に係る要員、教育・訓練、資機材に関する手順書については、既認可保安規定の枠組みを適用し保安規定施行前（図2中の施行1）までに準備し施行できるようにする。

なお、工事や運用上の制約がある設備等（濃縮・埋設事業所に常駐する初期消火活動のために必要な要員、モニタリングカー、風向風速計、消防自動車（化学消防自動車）、可搬消防ポンプ、可搬消防ポンプ運搬用車両及び泡消火剤の車庫1又は車庫2への配備、屋上放水装置の2号発回均質棟への配備）に関する手順書については、既認可保安規定の枠組みを適用し保安規定施行前（図2中の施行3）までに準備し施行できるようにする。

上記の手順書については、前述3.(1)「工事や運用上の制約がない事項に関する規定」の考え方に基づき認可後10日以内に施行する保安規定と同日に施行する、又は前述3.(3)「工事や運用上の制約がある事項に関する規定」の考え方に基づきすべての工事等が完了し運用可能となった日以降で社長が指定する日に適用する保安規定と同日に施行する。

使用前事業者検査等の対象となる設備（遠隔消火設備、貯水槽）の手順書は使用前

事業者検査等終了日の翌日に施行し、それ以降にその適切性を教育・訓練を通じて確認し、必要に応じて手順書の改正を行う。



* 1 : 施行 1 においては、工事や運用に制約がない事項に関する規定を対象とし、認可後10日以内に施行

施行 2 においては、当社全施設に共通した運用に係る事項に関する規定を対象とし、社長が指定する日に施行

施行3においては、工事や運用上の制約がある事項に関する規定を対象とし、対象となる工事等が完了し共用・運用可能となった日以降、社長が指定する日に施行

施行4においては、使用前事業者検査等の対象となる各設備に係る事項に関する規定を対象とし、使用前事業者検査等終了日の翌日に施行

図 2 . 設計基準事故等発生時の体制の整備と適用する保安規定との関係図

保安規定施行時期一覧表

保安規定変更事項 (補正予定の内容反映 (黄色網掛け部)) <黒字: 工事や運用上の制約がない事項又はこれに関する規定 緑字: 当社全施設に共通した運用に係る事項又はこれに関する規定 灰字: 工事や運用上の制約がある事項又はこれに関する規定 赤字: 使用前事業者検査等の対象となる各設備に係る事項又はこれに関する規定>	変更理由	施行時期 (カッコ内は適用する附則を示す)				備考
		認可後 10日以内 (附則第1項)	社長が指定 する日 (附則第2項)	工事等完了し 運用可能と なった日以降 社長が指定す る日 (附則第3項)	使用前事業者 検査等終了日 翌日 (附則第4項)	
第1章 総則 第1条 (目的) ・変更なし	—	○				
第2条 (適用範囲) ・変更なし	—	○				
第3条 (規定の遵守) ・変更なし	—	○				
第4条 (関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上) ・変更なし	—	○				
第5条 (事業者対応方針等の履行) ・変更なし	—	○				
第2章 品質マネジメントシステム 第6条 (品質マネジメントシステム計画) ・表1 (品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係) における項目の削除及び文書名の記載箇所の変更	(4)b.	○				
第3章 保安管理体制 第7条 (保安に関する組織) ・変更なし	—	○				
第8条 (職務) ・役員等への安全に係る教育の実施責任者の変更 (第11条から記載箇所変更) ・安全・品質本部副本部長の職務の追加	(2)b. (2)a.		○			別添1 参照
・ウラン濃縮工場長の略称の追加	(4)c.	○				
・運営管理課長の職務における火災発生時の体制の整備等の記載適正化	(4)b.	○				
・修復担当課長の職務の記載適正化	(4)b.	○				
第9条 (核燃料取扱主任者の選任) ・変更なし	—	○				
第10条 (核燃料取扱主任者の職務等) ・変更なし	—	○				
第11条 (品質・保安会議の審議事項、構成等) ・役員等への安全教育に係る実施計画の審議事項への追加 ・議長の変更 ・委員 (持ち回り審議時含む) の変更 ・役員等への安全に係る教育の実施責任者の変更 (第8条へ記載箇所変更)	(2)a. (2)a. (2)a. (2)b.		○			
第12条 (濃縮安全委員会の審議事項、構成等) ・変更なし	—	○				
第13条 (安全・品質改革委員会の審議事項、構成等) ・変更なし	—	○				
第4章 加工施設の操作 第14条 (加工施設の使用) ・変更なし	—	○				
第15条 (操作員の確保) ・変更なし	—	○				
第16条 (巡視点検) ・変更なし	—	○				
第17条 (操作上の一般事項) ・警報作動時の対応の記載適正化	(4)b.	○				
第18条 (引継) ・変更なし	—	○				
第19条 (資機材等の管理) ・変更なし	—	○				
第20条 (UF ₆ サンプルの管理) ・変更なし	—	○				
第21条 (分析室におけるウランの取扱) ・変更なし	—	○				
第21条の2 (火災発生時の体制の整備) ・記載箇所の変更 (第71条から) ・火災発生時の体制の整備の記載適正化 ・初期消火活動のための要員の濃縮・埋設事業所常駐へ変更 ・カスケート設備のUF ₆ 排気回収等の措置の判断者の明確化 ・カスケート設備のUF ₆ 排気回収の記載適正化	(4)b. (4)b. (1)b. ① (3)a. (4)a.	○ ○ ○ ○ ○			○	別添2 参照
第21条の3 (自然災害等発生時の体制の整備) ・記載箇所の変更 (第72条から) ・自然災害等発生時の体制の整備の記載適正化 ・カスケート設備のUF ₆ 排気回収等の措置の判断者の明確化 ・カスケート設備のUF ₆ 排気回収の記載適正化	(4)b. (4)b. (3)a. (4)a.	○ ○ ○ ○				
第21条の4 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備) ・記載箇所の変更 (第73条から) ・重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備の記載適正化	(4)b. (4)b.	○ ○				
第22条 (保安上特に管理を必要とする設備) ・変更なし	—	○				
第23条 (臨界安全管理) ・新型遠心機運転時のカスケード設備の運転条件の一部削除 ・運転条件の濃縮安全委員会付議の記載適正化 ・シリンドラ名称の記載適正化	(1)a. ① (4)b. (4)a.				○	別添3 参照
第24条 (漏えい管理) ・シリンドラ名称の記載適正化 ・気体廃棄物名称の記載適正化 ・負圧管理値の記載適正化及び負圧基準点の明確化 ・分析フード使用時の面直管理及び設計基準事故等発生時の作業停止の明確化	(4)a. (4)a. (4)a. (1)b. ②	○ ○ ○ ○				

保安規定施行時期一覧表

保安規定変更事項 (補正予定の内容反映 (黄色網掛け部)) <黒字:工事や運用上の制約がない事項又はこれに関する規定 緑字:当社全施設に共通した運用に係る事項又はこれに関する規定 灰字:工事や運用上の制約がある事項又はこれに関する規定 赤字:使用前事業者検査等の対象となる各設備に係る事項又はこれに関する規定>	変更理由	施行時期 (カッコ内は適用する附則を示す)			備考
		認可後 10日以内 (附則第1項)	社長が指定 する日 (附則第2項)	工事等完了し 運用可能と なった日以降 社長が指定す る日 (附則第3項)	
第25条 (均質槽において核燃料物質を大気圧以上で貯蔵する場合の措置) ・年間液化回数の濃縮安全委員会付議の記載適正化	(4)b.	○			別添3 参照
・均質槽防護カバーの設備化による均質槽周りシートの記載の削除	(1)a.②			○	
・異常兆候認知時の対応の記載箇所変更 (第21条の3 (添付1_2_4①②)へ)	(4)c.	○			
第26条 (過充填防止) ・変更なし	—	○			
第27条 (熱的制限) ・劣化ウラン充填に使用する廃品シリンドラ使用時の確認の記載箇所変更 (第32条へ)	(4)a.	○			
第28条 (吊上げ高さ制限) ・変更なし	—	○			
第29条 (異常時の措置) ・新型遠心機運転時のカスケード設備の運転条件の一部削除	(1)a.①			○	
第30条 (異常時における設備の手動による作動) ・変更なし	—	○			
第5章 核燃料物質の管理					
第31条 (核燃料物質等の受入れ、払出し) ・受入・払出検査において、受入時に使用前事業者検査実施確認の追加	(1)b.③	○			
・シリンドラ名称の記載適正化	(4)a.	○			
・払出検査において、保安措置が講じられていることの確認の明確化	(4)c.	○			
第32条 (核燃料物質の取扱い) ・シリンドラからUF ₆ を発生する場合の確認項目の追加	(1)b.③	○			
・シリンドラ名称の記載適正化	(4)a.	○			
・劣化ウラン充填に使用する廃品シリンドラ使用時の確認の記載箇所変更 (第27条から)	(4)c.	○			
第33条 (核燃料物質の貯蔵) ・シリンドラ置台名称の記載適正化	(4)a.	○			
・貯蔵上の注意事項の掲示場所の記載適正化	(4)c.	○			
・中間製品容器および付着ウラン回収容器の貯蔵設備への区分変更	(4)a.	○			
・付着ウラン回収容器の貯蔵場所の追加	(1)b.④	○			
第34条 (UF ₆ サンプル等の保管) ・変更なし	—	○			
第35条 (空シリンドラの管理) ・シリンドラ置台名称の記載適正化	(4)a.	○			
・付着ウラン回収容器の貯蔵場所の追加	(1)b.④	○			
・シリンドラにUF ₆ を充填する場合の確認項目の追加	(1)b.③	○			
・中間製品容器及び付着ウラン回収容器が空シリンドラであることの明確化	(4)c.	○			
・使用前検査の記載削除	(4)c.	○			
第6章 施設管理					
第36条 (施設管理計画) ・変更なし	—	○			
第37条 (設計管理) ・変更なし	—	○			
第38条 (作業管理) ・作業管理に係る実施計画の濃縮安全委員会付議の記載適正化	(4)b.	○			
第39条 (使用前事業者検査の実施) ・ウラン濃縮工場長の略称への変更	(4)c.	○			
第40条 (定期事業者検査の実施) ・ウラン濃縮工場長の略称への変更	(4)c.	○			
第41条 (加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) ・評価の実施計画、評価結果及び長期施設管理方針の濃縮安全委員会付議の記載適正化	(4)b.	○			
第7章 放射性廃棄物管理					
第42条 (放射性廃棄物管理に係る基本方針) ・変更なし	—	○			
第43条 (仕掛品) ・固体廃棄物の保管場所名称の記載適正化	(4)a.	○			
第44条 (放射性固体廃棄物) ・固体廃棄物の保管場所名称の記載適正化	(4)a.	○			別添3 参照
・使用済みNaF及び分析沈殿物の保管場所の変更	(1)b.⑤	○			
・Cウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア) の削除 (Cウラン貯蔵室施錠の削除含む)	(1)a.③			○	
第45条 (スラッジ) ・スラッジの保管場所の変更	(1)b.⑤	○			
・スラッジの保管場所名称の記載適正化	(4)a.	○			
第46条 (放射性廃棄物でない廃棄物の管理) ・変更なし	—	○			
第47条 (放射性液体廃棄物) ・変更なし	—	○			
第48条 (有機溶剤) ・有機溶剤の保管場所名称の記載適正化	(4)a.	○			
第49条 (機械油) ・変更なし	—	○			
第50条 (IF ₅) ・IF ₅ の保管場所名称の記載適正化	(4)a.	○			
第51条 (放射性気体廃棄物) ・排気中の放射性物質濃度結果の表示の追加	(3)b.	○			
第52条 (IF ₇) ・気体廃棄物名称の記載適正化	(4)a.	○			
・IF ₇ の保管場所名称の記載適正化	(4)a.	○			
第8章 放射線管理					
第53条 (放射線管理に係る基本方針) ・基本方針の記載適正化	(4)b.	○			
第54条 (管理区域) ・変更なし	—	○			

保安規定施行時期一覧表

保安規定変更事項 (補正予定の内容反映 (黄色網掛け部)) <黒字:工事や運用上の制約がない事項又はこれに関する規定 緑字:当社全施設に共通した運用に係る事項又はこれに関する規定 灰字:工事や運用上の制約がある事項又はこれに関する規定 赤字:使用前事業者検査等の対象となる各設備に係る事項又はこれに関する規定>	変更理由	施行時期 (カッコ内は適用する附則を示す)				備考
		認可後 10日以内 (附則第1項)	社長が指定 する日 (附則第2項)	工事等完了し 運用可能と なった日以降 社長が指定す る日 (附則第3項)	使用前事業者 検査等終了日 翌日 (附則第4項)	
第55条 (管理区域の区域区分) ・変更なし	—	○				
第56条 (管理区域内の特別措置) ・変更なし	—	○				
第57条 (飲食及び喫煙の禁止) ・変更なし	—	○				
第58条 (管理区域への出入管理) ・変更なし	—	○				
第59条 (保全区域) ・変更なし	—	○				
第60条 (周辺監視区域) ・変更なし	—	○				
第61条 (線量の評価及び通知) ・変更なし	—	○				
第62条 (作業に伴う放射線管理) ・変更なし	—	○				
第63条 (均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置) ・変更なし	—	○				
第64条 (床、壁等の除染) ・変更なし	—	○				
第65条 (線量当量等の測定) ・引用する条項の明確化 ・周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量の測定結果の表示の追加	(4)c. (3)b.	○ ○				
第66条 (放射線測定器類の管理) ・変更なし	—	○				
第67条 (物品の移動) ・変更なし	—	○				
第68条 (事業所において行われる運搬) ・変更なし	—	○				
第69条 (事業所外への運搬) ・変更なし	—	○				
第70条 (原料ウランを納めた輸送物の運搬) ・変更なし	—	○				
(II) 第9章 火災防護活動のための体制の整備 ・削除	(4)b.	○				
第71条 (欠番) ・記載箇所の変更 (第21条の2へ)	(4)b.	○				
(II) 第10章 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備 ・削除	(4)b.	○				
第72条 (欠番) ・記載箇所の変更 (第21条の3へ)	(4)b.	○				
(II) 第11章 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備 ・削除	(4)b.	○				
第73条 (欠番) ・記載箇所の変更 (第21条の4へ)	(4)b.	○				
第9章 非常時の措置 ・章ずれ	(4)c.	○				
第74条 (非常時対策組織) ・変更なし	—	○				
第75条 (非常時要員) ・変更なし	—	○				
第76条 (緊急作業従事者) ・別表番号ずれ	(4)c.	○				
第77条 (非常時用機材の整備) ・変更なし	—	○				
第77条の2 (通信連絡手順の整備) ・通信連絡手順の整備の追加	(3)c.	○				
第78条 (安全避難通路等) ・条タイトルの記載適正化	(4)b.	○				
第79条 (通報系統) ・変更なし	—	○				
第80条 (通報) ・変更なし	—	○				
第81条 (応急措置) ・変更なし	—	○				
第82条 (救助活動) ・変更なし	—	○				
第83条 (非常時体制の発令) ・変更なし	—	○				
第84条 (非常時対策活動) ・変更なし	—	○				
第85条 (非常時体制の解除) ・変更なし	—	○				
第86条 (原子力災害対策特別措置法に基づく措置) ・変更なし	—	○				
第10章 保安教育 ・章ずれ	(4)c.	○				
第87条 (保安教育) ・教育実施計画の濃縮安全委員会付議の記載適正化	(4)b.	○				
第88条 (非常時訓練) ・変更なし	—	○				

保安規定施行時期一覧表

保安規定変更事項 (補正予定の内容反映 (黄色網掛け部)) <黒字: 工事や運用上の制約がない事項又はこれに関する規定 緑字: 当社全施設に共通した運用に係る事項又はこれに関する規定 灰字: 工事や運用上の制約がある事項又はこれに関する規定 赤字: 使用前事業者検査等の対象となる各設備に係る事項又はこれに関する規定>	変更理由	施行時期 (カッコ内は適用する附則を示す)			備考
		認可後 10日以内 (附則第1項)	社長が指定 する日 (附則第2項)	工事等完了し 運用可能と なった日以降 社長が指定す る日 (附則第3項)	
第11章 加工施設の定期的な評価 ・章ずれ	(4)c.	○			
第89条 (加工施設の定期的な評価) ・評価実施計画および評価結果の濃縮安全委員会付議の記載適正化 ・評価結果の品質・保安会議付議の明確化	(4)b. (4)c.	○ ○			
第12章 記録及び報告 ・章ずれ	(4)c.	○			
第90条 (記録) ・変更なし	—	○			
第91条 (報告) ・変更なし	—	○			
別図1 保安に関する組織 (第7条関係) ・安全・品質副本部長の追加 ・記載適正化	(2)a. (4)c.		○		別添1 参照
別図2 (1／3) ウラン濃縮建屋1階 管理区域図 (第45、49、54、55条関係) ・管理区域 (モニタエリア (モニタ室)) のレイアウト変更 ・液体廃棄物の保管場所名称の変更	(1)a.④ (4)a.			○	別添3 参照
別図2 (2／3) ウラン濃縮建屋2階 管理区域図 (第45、49、54、55条関係) ・変更なし	—	○			
別図2 (3／3) ウラン貯蔵・廃棄物建屋、ウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋 管理区域図 (第45、49、54、55条関係) ・変更なし	—	○			
別図3 保全区域及び周辺監視区域図 (第59、60、65条関係) ・変更なし	—	○			
別表1 施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長 (第8条関係) ・表タイトルの記載適正化 ・施設名称の記載適正化 ・搬送設備、シャワー、モニタリングポストの追加及び所掌の明確化 ・HFセンサ、溢水防護設備、竜巻防護設備、重大事故等対処資機材の追加及び所掌の明確化 ・液体廃棄物の記載方法の適正化 ・放射性廃棄物の設備名称の適正化 ・放射線管理施設の設備区分の適正化 ・安全避難通路等設備の設備区分の適正化 (5.(1)非常用設備に包含し記載)	(4)a. (4)c. (1)a.⑤ (1)a.⑤ (4)c. (4)a. (4)a. (4)a.	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			別添3 参照
別表2 加工施設 (第14条関係) ・その他の加工施設の記載適正化	(4)a.	○			
別表3 巡視点検を行う設備等 (第16条関係) ・設備等名称の記載適正化 ・核燃料物質の検査設備の追加及び所要の明確化 ・溢水防護設備、竜巻防護設備の追加及び所掌の明確化 ・HFセンサの追加及び所掌の明確化 ・気体廃棄物及び固体廃棄物の設備名称の適正化 ・液体廃棄物の記載方法の適正化 ・放射線管理施設の設備区分の適正化	(4)a. (1)a.⑤ (1)a.⑤ (1)a.⑤ (4)a. (4)c. (4)a.	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			別添3 参照
別表4 分析室のフード等の最大取扱ウラン量 (第21条関係) ・最大取扱ウラン量の変更	(1)a.⑥			○	
別表4の2 初期消火活動に係る設備等 (第21条の2関係) ・記載箇所の変更 (別表30から) ・関係条文の変更 ・化学消防自動車の濃縮・堆設事業所への配備	(4)b. (4)b. (1)b.①	○ ○ ○			別添2 参照
別表5 保安上特に管理を必要とする設備 (第22条関係) ・設備・機器等名称の記載適正化 ・ロータリーポンプ、サンブル小分け装置、局所排気装置、高周波インバータ装置、排気用HFモニタ、モニタリングポストの追加 ・廃棄物、シリンドラ等 (洗缶)、付着ウラン回収設備の削除 ・HFセンサの追加 ・削除した付着ウラン回収容器の追加	(4)a. (1)a.⑤ (1)a.⑤ (1)a.⑤ (4)a.	○ ○ ○ ○ ○			別添3 参照
別表6 濃縮度制限値 (第23条関係) ・変更なし	—	○			
別表7 濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器 (第23条関係) ・シリンドラ名称の記載適正化	(4)a.	○			
別表8 ドラム缶仕様及び使用済みNaF、スラッジ及び分析沈殿物中の最大ウラン含有量 (第23条関係) ・変更なし	—	○			
別表9 少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量 (第23条関係) ・分析沈殿物を取扱うスクラバ付ドロフトチェンバの変更	(1)a.⑥			○	
別表10 NaF仕様値 (第24条関係) ・変更なし	—	○			
別表11 最大充填量 (第26条関係) ・シリンドラ名称の記載適正化	(4)a.	○			
別表12 加熱時温度管理値 (第27条関係) ・シリンドラ名称の記載適正化	(4)a.	○			
別表13 吊上げ高さ制限値 (第28条関係) ・シリンドラ名称の記載適正化	(4)a.	○			
別表14 最大貯蔵数量 (第33条関係) ・シリンドラ置台の追加 ・シリンドラ名称の記載適正化 ・別表14、15の統廃合 ・付着ウラン回収容器の貯蔵場所の追加	(4)a. (4)a. (4)a. (1)b.④	○ ○ ○ ○			
別表15 (欠番) ・別表14、15の統廃合	(4)a.	○			

保安規定施行時期一覧表

保安規定変更事項 (補正予定の内容反映 (黄色網掛け部)) <黒字:工事や運用上の制約がない事項又はこれに関する規定 緑字:当社全施設に共通した運用に係る事項又はこれに関する規定 灰字:工事や運用上の制約がある事項又はこれに関する規定 赤字:使用前事業者検査等の対象となる各設備に係る事項又はこれに関する規定>	変更理由	施行時期 (カッコ内は適用する附則を示す)				備考
		認可後 10日以内 (附則第1項)	社長が指定 する日 (附則第2項)	工事等完了し 運用可能と なった日以降 社長が指定す る日 (附則第3項)	使用前事業者 検査等終了日 翌日 (附則第4項)	
別表16 放射性廃棄物の保管廃棄能力 (第43、44、45、48、50、52条関係) ・保管廃棄場所及び保管廃棄区分の記載適正化	(4)a.	○				
・Cウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア) の削除	(1)a.③				○	別添3 参照
・Cウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア) に保管中の金属胴遠心機の移動措置の削除	(1)a.③	○				
・Aウラン濃縮廃棄物室に保管中の使用済みNaF、スラッジ及び分析沈殿物を封入したドライ缶の移動措置の追加	(1)b.⑤	○				
別表17 放射性液体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値 (第47、91条関係) ・変更なし	—	○				
別表18 放射性液体廃棄物の廃水量の管理目標値 (第47条関係) ・変更なし	—	○				
別表19 放射性気体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値 (第51、91条関係) ・変更なし	—	○				
別表20 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度 (第47、51条関係) ・変更なし	—	○				
別表21 放出管理用計測器の種類等 (第47、51条関係) ・変更なし	—	○				
別表22 身体及び身体に着用している物の表面密度 (第58条関係) ・変更なし	—	○				
別表23 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度 (第61条関係) ・表タイトルの記載適正化	(4)b.	○				
別表24 放射線業務従事者の線量限度 (第61条関係) ・表タイトルの記載適正化	(4)b.	○				
別表25 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度 (第61条関係) ・表タイトルの記載適正化	(4)b.	○				
別表26 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度 (第61条関係) ・表タイトルの記載適正化	(4)b.	○				
別表27 管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定 (第65条関係) ・変更なし	—	○				
別表28 放射線測定器類 (第66条関係) ・放射能観測車、排気用モニタ、換気用モニタ、臨界警報装置の追加及び所掌の明確化 ・HFセンサの追加及び所掌の明確化 ・モニタリングポストの所掌変更 ・廃棄物埋設施設との共用設備の明確化	(1)a.⑤ (1)a.⑤ (1)a.⑤ (4)a.	○ ○ ○ ○				別添3 参照
別表29 物品等の移動に係る基準 (第67、68、69条関係) ・変更なし	—	○				
(旧) 別表30 初期消火活動に係る設備等 (第71条関係) ・記載箇所の変更 (別表4の2へ)	(1)b.①	○				
(新) 別表30 緊急作業についての教育 (第76条関係) ・記載箇所の変更 (別表33から)	(4)b.	○				
別表30の2 緊急作業についての訓練 (第76条関係) ・記載箇所の変更 (別表34から)	(4)b.	○				
別表31 社員等への保安教育実施方針 (第87条関係) ・変更なし	—	○				
別表32 請負事業者等への保安教育実施方針 (第87条関係) ・変更なし	—	○				
別表33 (欠番) ・記載箇所の変更 ((新)別表30へ)	(4)b.	○				
別表34 (欠番) ・記載箇所の変更 (別表30の2へ)	(4)b.	○				
別表35 保安に関する記録 (第90条関係) ・変更なし	—	○				

保安規定施行時期一覧表

保安規定変更事項 (補正予定の内容反映 (黄色網掛け部)) <黒字: 工事や運用上の制約がない事項又はこれに関する規定 緑字: 当社全施設に共通した運用に係る事項又はこれに関する規定 灰字: 工事や運用上の制約がある事項又はこれに関する規定 赤字: 使用前事業者検査等の対象となる各設備に係る事項又はこれに関する規定>	変更理由	施行時期 (カッコ内は適用する附則を示す)			備考
		認可後 10日以内 (附則第1項)	社長が指定 する日 (附則第2項)	工事等完了し 運用可能と なった日以降 社長が指定す る日 (附則第3項)	
添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準 ・タイトルの変更	(4)b.	○			
1. 火災 ・記載適正化 (定期的な評価に係る記載適正化等)	(4)b.	○			
・ 余すことなく	(4)c.	○			
・火災区域の記載適正化	(4)a.	○			
・遠隔消火設備の使用方法の追加	(1)a.(7)			○	
・内部火災発生時のサンプル小分け装置の加熱停止の明確化	(4)a.	○			
・内部火災発生時の核燃料物質の取扱い操作停止措置の追加	(1)b.(6)	○			
・ 内部火災発生時のカスクード設備のUF₆排気回収の記載適正化	(4)a.	○			
・外部火災に係る記載箇所の変更 (添付1 2. から)	(4)b.	○			
・タンクローリ火災への対応の追加	(1)b.(6)	○			
・外部火災発生時のサンプル小分け装置の加熱停止の明確化	(4)a.	○			
・外部火災発生時の核燃料物質の取扱い操作停止措置の追加	(1)b.(6)	○			
・ 外部火災発生時のカスクード設備のUF₆排気回収の記載適正化	(4)a.	○			
2. 自然災害 ・記載適正化 (事象ごとにプラント停止措置を記載することへの変更、定期的な評価に係る記載適正化等)	(4)b.	○			
・新知見の収集及び手順書への反映の明確化	(4)c.	○			
・地震発生時のサンプル小分け装置の加熱停止の明確化	(4)a.	○			
・地震発生時の核燃料物質の取扱い操作停止措置の追加	(1)b.(6)	○			
・ 地震発生時のカスクード設備のUF₆排気回収の記載適正化	(4)a.	○			
・地震の発生が予測される場合の液化停止措置の記載箇所の変更 (第25条から)	(4)c.	○			
・童巻防護のための固体廃棄物 (ドラム缶等) の固縛措置の追加	(1)b.(6)			○	
・童巻発生時のサンプル小分け装置の加熱停止の明確化	(4)a.	○			
・童巻発生時の核燃料物質の取扱い操作停止措置の追加	(1)b.(6)	○			
・ 童巻発生時のカスクード設備のUF₆排気回収の記載適正化	(4)a.	○			
・外部火災に係る記載箇所の変更 (添付1 1. ~)	(4)b.	○			
・防護対象施設以外の建屋に降下火砕物の堆積が確認された場合の措置の追加	(1)b.(6)	○			
・火山事象発生時のサンプル小分け装置の加熱停止の明確化	(4)a.	○			
・火山事象発生時の核燃料物質の取扱い操作停止措置の追加	(1)b.(6)	○			
・ 火山事象発生時のカスクード設備のUF₆排気回収の記載適正化	(4)a.	○			
・積雪時の対応の追加	(1)b.(6)	○			
・化学物質放出時の対応の追加	(1)b.(6)	○			
・ 化学物質放出時のカスクード設備のUF₆排気回収の記載適正化	(4)a.	○			
・台風等の対応の追加	(1)b.(6)	○			
・カスクード設備の生産運転停止等の措置の削除 (事象ごとに記載)	(4)c.	○			
添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準 ・タイトルの変更	(4)b.				
・記載適正化 (定期的な評価に係る記載適正化等)	(4)b.	○			
・ 重大事故に至るおそれがある事故発生時のサンプル小分け装置の加熱停止の明確化	(4)a.	○			
・重大事故に至るおそれがある事故発生時の燃焼料物質の取扱い操作停止措置の追加	(1)b.(6)	○			
・重大事故に至るおそれがある事故発生時のカスクード設備のUF ₆ 排気回収の記載適正化	(4)a.	○			
・表-1 (重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等) における保有数の見直し及び保管場所の明確化	(1)b.(7)	○			
・表-1 (重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等) における資機材 (監視カメラ、2号発回均質室前シャッター前カーテン) の追加	(1)b.(7)	○			
・表-1 (重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等) における資機材 (屋上放水装置) の変更	(1)b.(7)			○	
・表-1 (重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等) における資機材 (屋上放水装置) の追加、消防自動車の濃縮・埋設事業所配備への変更	(1)b.(7)			○	
・表-1 (重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等) における資機材 (貯水槽) の追加	(1)a.(8)				○
・表-1 (重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等) における資機材 (風向風速計、簡易風向風速計、消火用水) の点検頻度又は点検内容の見直し	(1)b.(7)	○			
・表-1 (重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等) 注釈における保有数及び保管場所の継続的な改善の追加	(4)a.	○			
・表-1 (重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等) 注釈における廃棄物埋設施設との共用設備の明確化	(4)a.	○			

別添4
参照

別添4
参照

【変更理由の凡例】

- (1) 事業変更許可及び設工認に係る事項の変更
- a. 事業変更許可及び設工認を踏まえた設備変更に伴う規定の変更
 - ①濃縮度管理インターロックの改造に伴い、新型遠心機運転時のカスケード設備の運転条件に係る事項を一部削除
 - ②均質槽防護カバーの新設に伴い、液化中の均質槽周りをシートで囲う等の措置に係る事項を削除
 - ③Cウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア）の撤去に伴い、当該保管廃棄場所に係る事項を削除
 - ④モニタエリアのレイアウト変更に伴い、第1種管理区域に係る事項を変更
 - ⑤設備の新設等に伴い、施設の管理、工事、点検等及び巡視点検を行う設備・放射線測定器類の追加および追加した設備・放射線測定器類の所掌の明確化並びに保安上特に管理を必要とする設備を変更
 - ⑥スクラバ付きドラフトチェンバ等の更新に伴い、分析室のフード等の最大取扱ウラン量に係る事項を変更
 - ⑦遠隔消火設備の新設に伴い、当該設備の使用方法に係る事項を追加
 - ⑧貯水槽の新設に伴い、当該設備を重大事故に至るおそれがある事故に対処するための資機材等として追加
 - b. 事業変更許可及び設工認を踏まえた運用に係る規定の変更
 - ①自衛消防隊を濃縮・埋設事務所に常駐する体制へ変更
 - ②分析室のフード等における作業管理を追加
 - ③UF₆シンジダに係る運用を変更
 - ④付着ウラン回収容器の貯蔵場所にA及びBウラン貯蔵室を追加
 - ⑤使用済みNaF、スラッジ及び分析沈殿物の保管廃棄場所をBウラン濃縮廃棄物室に変更
 - ⑥火災及び自然災害等発生時の体制の整備に積雪、化学物質の放出、台風等の事象の追加及びこれ以外の事象においても核燃料物質の取り扱い操作停止等の必要な措置を追加
 - ⑦重大事故に至るおそれがある事故に対処するための資機材等の追加及び保有数、保管場所の明確化
- (2) 品質・保安会議に係る事項の変更
- a. 品質・保安会議議長の変更
 - b. 加工の事業に係る役員等への安全に関する教育の実施責任者の明確化
- (3) 当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用に係る事項の変更
- a. 火災及び自然災害等発生時の体制の整備における措置の判断者の明確化
 - b. 排気中の放射性物質濃度等の表示の追加
 - c. 通信連絡手順の整備の追加
- (4) 記載の適正化
- a. 事業変更許可及び設工認を踏まえた記載の適正化
 - b. 当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化
 - c. その他記載の適正化

【凡例】

■ : 附則第1項適用、■ : 附則第2項適用、■ : 附則第3項適用、■ : 附則第4項適用

別添1

附則適用の考え方（附則第1項と附則第2項の適用が混在する場合）

現行	変更1（附則第1項適用）	変更2（附則第2項適用）	備考
<p>(職務)</p> <p>第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、加工の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。</p> <p>(2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>（6）事業部長は、加工施設に係る保安に関する業務のうち事業部長が所管する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>（7）濃縮安全・品質部長は、品質保証課長を指揮し、品質保証課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>（8）ウラン濃縮工場長は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する業務を統括する。</p> <p>（9）濃縮運転部長は、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長を指揮し、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。 ただし、第13号に定める職務のうち、核燃料取扱主任者の職務の補佐に関する業務を除く。</p> <p>（10）濃縮保全部長は、保全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長を指揮し、保全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>（11）放射線管理部長は、放射線管理課長及び廃棄物管理課長を指揮し、放射線管理課長及び廃棄物管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>（12）品質保証課長は、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐に関する業務を行う。</p> <p>（13）運営管理課長は、以下に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で第10条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。 ただし、運転管理課長が所管する非常時の措置に関する業務は除く。 ① この規定の変更</p>	<p>(職務)</p> <p>第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、加工の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。</p> <p>(2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>（6）事業部長は、加工施設に係る保安に関する業務のうち事業部長が所管する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>（7）濃縮安全・品質部長は、品質保証課長を指揮し、品質保証課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>（8）ウラン濃縮工場長（以下「工場長」という。）は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する業務を統括する。</p> <p>（9）濃縮運転部長は、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長を指揮し、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。 ただし、第13号に定める職務のうち、核燃料取扱主任者の職務の補佐に関する業務を除く。</p> <p>（10）濃縮保全部長は、保全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長を指揮し、保全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>（11）放射線管理部長は、放射線管理課長及び廃棄物管理課長を指揮し、放射線管理課長及び廃棄物管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>（12）品質保証課長は、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐に関する業務を行う。</p> <p>（13）運営管理課長は、以下に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で第10条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。 ただし、運転管理課長が所管する非常時の措置に関する業務は除く。 ① この規定の変更</p>	<p>(職務)</p> <p>第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、加工の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。</p> <p>(2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務（及び加工の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>（6）安全・品質本部副本部長は、前号に定める安全・品質本部長の所管する業務の補佐として、必要な業務を行う。</p> <p>（1）事業部長は、加工施設に係る保安に関する業務のうち事業部長が所管する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>（2）濃縮安全・品質部長は、品質保証課長を指揮し、品質保証課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>（3）ウラン濃縮工場長（以下「工場長」という。）は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する業務を統括する。</p> <p>（4）濃縮運転部長は、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長を指揮し、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。 ただし、第13号に定める職務のうち、核燃料取扱主任者の職務の補佐に関する業務を除く。</p> <p>（5）濃縮保全部長は、保全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長を指揮し、保全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>（6）放射線管理部長は、放射線管理課長及び廃棄物管理課長を指揮し、放射線管理課長及び廃棄物管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>（7）品質保証課長は、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐に関する業務を行う。</p> <p>（8）運営管理課長は、以下に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で第10条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。 ただし、運転管理課長が所管する非常時の措置に関する業務は除く。 ① この規定の変更</p>	<p>○ウラン濃縮工場長、運営管理課長及び保修担当課長の職務に係る事項については、工事や運用上の制約がないことから、認可後10日以内に適用する。【黄色網掛け部】</p> <p>○安全・品質本部長及び安全・品質本部副部長の職務に係る事項（第2項第7号以降の番号ずれ込む）については、当社全施設共通した運用であることから、当社全施設保安規定認可後社長が指定する日に適用する。【緑色網掛け部】</p> <p>○附則において、段階的に適用することを明確にする。（変更1の時点において、安全・品質本部長及び安全・品質本部副部長の職務は従前の例（現行）を適用する。）《補正にて対応》</p>

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1（附則第1項適用）	変更2（附則第2項適用）	備考
<p>② 加工施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火」という。）を含む火災防護活動（以下「火災防護活動」という。）のための体制の整備</p> <p>③ 加工施設において地震、竜巻、外部火災、火山（降灰）等の自然災害が発生した場合における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</p> <p>④ 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</p> <p>⑤ 非常時の措置</p> <p>⑥ 保安教育の実施計画</p> <p>(14) 運転管理課長は、加工施設の操作及び核燃料物質の管理に関する業務を行う。 ただし、運営管理課長、廃棄物管理課長及び機械保全課長が所管する加工施設の操作に関する業務並びに運営管理課長が所管する核燃料物質の管理に関する業務は除く。</p> <p>(15) 警備課長は、加工施設の保全区域及び周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保全管理課長は、保全活動管理指標の設定、施設管理実施計画の策定等の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 機械保全課長は、建物及び機械設備の施設管理及び原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務を行う。 ただし、保全管理課長が所管する原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務は除く。</p> <p>(18) 電気計装保全課長は、電気設備及び計装設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 施設計画課長は、加工施設の事業変更許可及び設計及び工事の計画の認可申請に関する業務を行う。</p> <p>(20) 放射線管理課長は、放射線管理に関する業務を行う。 ただし、機械保全課長及び電気計装保全課長が所管する放射線管理に関する業務は除く。</p> <p>(21) 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物管理に関する業務を行う。 ただし、運転管理課長、機械保全課長及び放射線管理課長が所管する放射性廃棄物管理に関する業務は除く。</p> <p>(22) 第39条に定める使用前事業者検査又は第40条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(23) 別表1に示す施設の管理を担当する課長（以下「管理担当課長」という。）は、施設の管理に係る業務を行う。 また、同表に示す施設の保修を担当する課長（以下「保修担当課長」という。）は、施設の保修に係る業務を行う。</p>	<p>② 消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>③ 加工施設において地震、竜巻、火山（降灰）、溢水、積雪、化学物質の放出、台風等の自然災害等が発生した場合（以下「自然災害等発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>④ 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合（以下「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>⑤ 非常時の措置</p> <p>⑥ 保安教育の実施計画</p> <p>⑦ 加工施設の定期的な評価</p> <p>(14) 運転管理課長は、加工施設の操作及び核燃料物質の管理に関する業務を行う。 ただし、運営管理課長、廃棄物管理課長及び機械保全課長が所管する加工施設の操作に関する業務並びに運営管理課長が所管する核燃料物質の管理に関する業務は除く。</p> <p>(15) 警備課長は、加工施設の保全区域及び周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保全管理課長は、保全活動管理指標の設定、施設管理実施計画の策定等の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 機械保全課長は、建物及び機械設備の施設管理及び原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務を行う。 ただし、保全管理課長が所管する原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務は除く。</p> <p>(18) 電気計装保全課長は、電気設備及び計装設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 施設計画課長は、加工施設の事業変更許可及び設計及び工事の計画の認可申請に関する業務を行う。</p> <p>(20) 放射線管理課長は、放射線管理に関する業務を行う。 ただし、機械保全課長及び電気計装保全課長が所管する放射線管理に関する業務は除く。</p> <p>(21) 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物管理に関する業務を行う。 ただし、運転管理課長、機械保全課長及び放射線管理課長が所管する放射性廃棄物管理に関する業務は除く。</p> <p>(22) 第39条に定める使用前事業者検査又は第40条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(23) 別表1に示す施設の管理を担当する課長（以下「管理担当課長」という。）は、施設の管理に係る業務を行う。 また、同表に示す施設の点検、工事等を担当する課長（以下「保修担当課長」という。）は、施設の点検、工事等に係る業務を行う。</p>	<p>② 消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>③ 加工施設において地震、竜巻、火山（降灰）、溢水、積雪、化学物質の放出、台風等の自然災害等が発生した場合（以下「自然災害等発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>④ 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合（以下「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>⑤ 非常時の措置</p> <p>⑥ 保安教育の実施計画</p> <p>⑦ 加工施設の定期的な評価</p> <p>(14) 運転管理課長は、加工施設の操作及び核燃料物質の管理に関する業務を行う。 ただし、運営管理課長、廃棄物管理課長及び機械保全課長が所管する加工施設の操作に関する業務並びに運営管理課長が所管する核燃料物質の管理に関する業務は除く。</p> <p>(15) 警備課長は、加工施設の保全区域及び周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保全管理課長は、保全活動管理指標の設定、施設管理実施計画の策定等の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 機械保全課長は、建物及び機械設備の施設管理及び原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務を行う。 ただし、保全管理課長が所管する原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務は除く。</p> <p>(18) 電気計装保全課長は、電気設備及び計装設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 施設計画課長は、加工施設の事業変更許可及び設計及び工事の計画の認可申請に関する業務を行う。</p> <p>(20) 放射線管理課長は、放射線管理に関する業務を行う。 ただし、機械保全課長及び電気計装保全課長が所管する放射線管理に関する業務は除く。</p> <p>(21) 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物管理に関する業務を行う。 ただし、運転管理課長、機械保全課長及び放射線管理課長が所管する放射性廃棄物管理に関する業務は除く。</p> <p>(22) 第39条に定める使用前事業者検査又は第40条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(23) 別表1に示す施設の管理を担当する課長（以下「管理担当課長」という。）は、施設の管理に係る業務を行う。 また、同表に示す施設の点検、工事等を担当する課長（以下「保修担当課長」という。）は、施設の点検、工事等に係る業務を行う。</p>	

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1 (附則第1項適用)	変更2 (附則第2項適用)	備考
<p>別図1 保安に関する組織（第7条関係）</p>	<p>別図1 保安に関する組織（第7条関係）</p>	<p>別図1 保安に関する組織（第7条関係）</p>	<p>○保安に関する組織 図の事業変更許可を踏まえた記載適正化に係る事項については、工事や運用上の制約がないことから、認可後10日以内に適用する。【黄色網掛け部】</p> <p>○安全・品質本部副本部長の追加に係る事項については、当社全施設共通した運用であることから、当社全施設保安規定認可後社長が指定する日に適用する。【緑色網掛け部】</p> <p>○附則において、段階的に適用することを明確にする。(変更1の時点において、安全・品質本部副本部長に係る規定は従前の例(現行)を適用する。)《補正にて対応》</p>

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

【凡例】

■ : 附則第1項適用、■ : 附則第2項適用、■ : 附則第3項適用、■ : 附則第4項適用

別添2

附則適用の考え方（附則第1項と附則第3項の適用が混在する場合）

現行	変更1（附則第1項適用）	変更3（附則第3項適用）	備考												
<p><u>第9章 火災防護活動のための体制の整備</u></p> <p><u>(火災防護活動のための体制の整備)</u></p> <p><u>第71条 運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）に定め、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) <u>火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</u></p> <p>また、初期消火活動のために必要な要員を第75条により9名以上（事業所常駐2名以上、隣接する自社の他の事業所常駐7名以上）配置する。</p> <p>(2) <u>火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</u></p> <p>(3) <u>火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u></p> <p>また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表30に示す化学消防自動車等を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>また、巡回点検担当課長は、第16条に定める巡回点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p>	<p><u>(火災発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第21条の2 運営管理課長は、火災発時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>また、本文書は、添付1「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) <u>火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</u></p> <p>また、初期消火活動のために必要な要員を第75条により9名以上（事業所常駐2名以上、隣接する自社の他の事業所常駐7名以上）を配置する。</p> <p>(2) <u>火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</u></p> <p>(3) <u>火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u></p> <p>また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表4の2に示す化学消防自動車等を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項の文書に基づき、<u>火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともに、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p>また、巡回点検担当課長は、第16条に定める巡回点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>3 <u>運営管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p>4 <u>事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p>5 <u>工場長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い関係各職位に連絡させるとともに、カスケード設備のUF₆排気回収等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p><u>(火災発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第21条の2 運営管理課長は、火災発時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>また、本文書は、添付1「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) <u>火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</u></p> <p>また、初期消火活動のために必要な要員を第75条により9名以上（濃縮・埋設事業所常駐）を配置する。</p> <p>(2) <u>火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</u></p> <p>(3) <u>火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u></p> <p>また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表4の2に示す化学消防自動車等を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項の文書に基づき、<u>火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともに、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p>また、巡回点検担当課長は、第16条に定める巡回点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>3 <u>運営管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p>4 <u>事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p>5 <u>工場長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い関係各職位に連絡させるとともに、カスケード設備のUF₆排気回収等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>○記載箇所の変更（第71条から第21条の2へ）、条文全般の記載適正化及びカスケード設備のUF₆排気回収等の措置の判断者の明確化に係る事項については、工事や運用上の制約がないことから、認可後10日以内に適用する。【黄色網掛け部】</p> <p>○初期消火活動に必要な要員の濃縮・埋設事業所常駐に係る事項については、工事や運用上の制約があることから、すべての工事等が完了し運用可能となった日以降、社長が指定する日に適用する。【灰色網掛け部】</p> <p>○附則において、段階的に適用することを明確にする。（変更1を附則第3項別紙1として添付する。）《補正にて対応》</p>												
<p><u>別表30 初期消火活動に係る設備等（第71条関係）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備 等</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車*^{1, 3}</td> <td>1台*²</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 * 2 : 点検又は故障の場合には、* 1に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。 * 3 : 隣接する自社の他の事業所に配備しているものを使用する。</p>	設 備 等	数 量	化学消防自動車* ^{1, 3}	1台* ²	<p><u>別表4の2 初期消火活動に係る設備等（第21条の2関係）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備 等</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車*^{1, 3}</td> <td>1台*²</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 * 2 : 点検又は故障の場合には、* 1に示す能力を有する可搬消防ポンプ及び可搬消防ポンプ運搬用車両で代替する。 * 3 : 隣接する自社の他の事業所に配備しているものを使用する。</p>	設 備 等	数 量	化学消防自動車* ^{1, 3}	1台* ²	<p><u>別表4の2 初期消火活動に係る設備等（第21条の2関係）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備 等</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車*¹</td> <td>1台*²</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 * 2 : 点検又は故障の場合には、* 1に示す能力を有する可搬消防ポンプ及び可搬消防ポンプ運搬用車両で代替する。</p>	設 備 等	数 量	化学消防自動車* ¹	1台* ²	<p>○記載箇所の変更（別表30から別表4の2へ）及び化学消防自動車の代替措置の明確化に係る事項については、工事や運用上の制約がないことから、認可後10日以内に適用する。【黄色網掛け部】</p> <p>○化学消防自動車の</p>
設 備 等	数 量														
化学消防自動車* ^{1, 3}	1台* ²														
設 備 等	数 量														
化学消防自動車* ^{1, 3}	1台* ²														
設 備 等	数 量														
化学消防自動車* ¹	1台* ²														

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1（附則第1項適用）	変更3（附則第3項適用）	備考
			<p>濃縮・埋設事業所への配備（隣接する自社の他の事業所への配備に係る事項の削除）については、工事や運用上の制約があることから、すべての工事等が完了し運用可能となった日以降、社長が指定する日に適用する。【灰色網掛け部】</p> <p>○附則において、段階的に適用することを明確にする。（変更1を附則第3項別紙1として添付する。）</p> <p>《補正にて対応》</p>

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

【凡例】

■ : 附則第1項適用、■ : 附則第2項適用、■ : 附則第3項適用、■ : 附則第4項適用

別添3

附則適用の考え方（附則第1項と附則第4項の適用が混在する場合）

現行	変更1（附則第1項適用時）	変更4（附則第4項適用時）	備考
<p>(臨界安全管理)</p> <p>第23条 運営管理課長は、別表6に定める濃縮度制限値以上とならないようするため、あらかじめ [REDACTED] によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。</p> <p>ただし、新素材を用いた遠心分離機（以下「新型遠心機」という。）のみを運転する場合は、[REDACTED] による運転条件とすることができます。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>3 運転管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第1項の運転条件を遵守する。</p> <p>4 運転管理課長は、毎日1回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>なお、濃縮度測定装置の保守点検等によりカスケード設備の濃縮度測定ができない場合は、直ちに生産を停止する。</p> <p>5 運転管理課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>6 運転管理課長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンド内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。</p> <p>7 運転管理課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表7に示す設備及び容器を使用する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、使用済みNaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する沈殿物（以下「分析沈殿物」という。）をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が別表8に定める仕様を満足していることを確認した上で、その容器中に含まれるウラン量を別表8に定める最大ウラン含有量以下にする。</p> <p>9 運転管理課長は、<u>製品シリンド（ANSI又はISO規格30B）</u>及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が16kg-U以下であることを確認する。</p> <p>10 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、使用済NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱うウラン量を別表9に定める最大取扱ウラン量以下とともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。</p> <p>11 運転管理課長は、臨界警報装置の保守点検等を行っているときに臨界を検知した場合には、ページング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。</p>	<p>(臨界安全管理)</p> <p>第23条 運営管理課長は、別表6に定める濃縮度制限値以上とならないようするため、あらかじめ [REDACTED] によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。</p> <p>ただし、新素材を用いた遠心分離機（以下「新型遠心機」という。）のみを運転する場合は、[REDACTED] による運転条件とすることができます。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 運転管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第1項の運転条件を遵守する。</p> <p>4 運転管理課長は、毎日1回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>なお、濃縮度測定装置の保守点検等によりカスケード設備の濃縮度測定ができない場合は、直ちに生産を停止する。</p> <p>5 運転管理課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>6 運転管理課長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンド内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。</p> <p>7 運転管理課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表7に示す設備及び容器を使用する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、使用済みNaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する沈殿物（以下「分析沈殿物」という。）をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が別表8に定める仕様を満足していることを確認した上で、その容器中に含まれるウラン量を別表8に定める最大ウラン含有量以下にする。</p> <p>9 運転管理課長は、<u>ANSI又はISO規格30B（製品シリンド）</u>及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が16kg-U以下であることを確認する。</p> <p>10 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、使用済NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱うウラン量を別表9に定める最大取扱ウラン量以下とともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。</p> <p>11 運転管理課長は、臨界警報装置の保守点検等を行っているときに臨界を検知した場合には、ページング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。</p>	<p>(臨界安全管理)</p> <p>第23条 運営管理課長は、別表6に定める濃縮度制限値以上とならないようするため、あらかじめ [REDACTED] によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 運転管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第1項の運転条件を遵守する。</p> <p>4 運転管理課長は、毎日1回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>なお、濃縮度測定装置の保守点検等によりカスケード設備の濃縮度測定ができない場合は、直ちに生産を停止する。</p> <p>5 運転管理課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>6 運転管理課長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンド内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。</p> <p>7 運転管理課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表7に示す設備及び容器を使用する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、使用済みNaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する沈殿物（以下「分析沈殿物」という。）をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が別表8に定める仕様を満足していることを確認した上で、その容器中に含まれるウラン量を別表8に定める最大ウラン含有量以下にする。</p> <p>9 運転管理課長は、ANSI又はISO規格30B（製品シリンド）及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が16kg-U以下であることを確認する。</p> <p>10 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、使用済NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱うウラン量を別表9に定める最大取扱ウラン量以下とともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。</p> <p>11 運転管理課長は、臨界警報装置の保守点検等を行っているときに臨界を検知した場合には、ページング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。</p>	<p>○濃縮安全委員会の審議及びシリンド名称に係る事項については、工事や運用上の制約がないことから、認可後10日以内に適用する。【黄色網掛け部】</p> <p>○新型遠心機の運転条件に係る事項（インターロック改造に伴う運転条件の一部規定削除）については、インターロックの変更に使用前事業者検査等が必要であることから、使用前事業者検査等終了日の翌日より適用する。【青色網掛け部】</p> <p>○附則において、段階的に適用することを明確にする。（変更1を附則第4項別紙2として添付する。）《補正にて対応》</p>
<p>(均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置)</p> <p>第25条 事業部長は、次に掲げる均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う操作（以下「液化」という。）を行う場合の措置を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 運転総括要領」）を承認し、各職位に実施させる。</p> <p>(1) 運営管理課長は、均質槽における液化回数が必要最低限となるよう年間液化回数を設定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(2) 事業部長は、前号の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に諮問</p>	<p>(均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置)</p> <p>第25条 事業部長は、次に掲げる均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う操作（以下「液化」という。）を行う場合の措置を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 運転総括要領」）を承認し、各職位に実施させる。</p> <p>(1) 運営管理課長は、均質槽における液化回数が必要最低限となるよう年間液化回数を設定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(2) 事業部長は、前号の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に諮問</p>	<p>(均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置)</p> <p>第25条 事業部長は、次に掲げる均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う操作（以下「液化」という。）を行う場合の措置を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 運転総括要領」）を承認し、各職位に実施させる。</p> <p>(1) 運営管理課長は、均質槽における液化回数が必要最低限となるよう年間液化回数を設定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(2) 事業部長は、前号の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に諮問</p>	<p>○濃縮安全委員会の審議及び液化停止措置に係る事項については、工事や運用上の制約がないことから、認可後10日以内に適用する</p>

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1 (附則第1項適用時)	変更4 (附則第4項適用時)	備考
<p>る審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>(3) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、第1号の年間液化回数を遵守するとともに、均質槽における液化は1基のみで実施する。</p> <p>(4) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽からの核燃料物質の漏えいにより放射線業務従事者が直接曝露することを防止するため、均質槽周りをシートで囲う等の措置を講じるとともに、立ち入り禁止区域を設定する。</p> <p>(5) 運転管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室することを限定するため、あらかじめ実施可能な保安上必要な定常作業を第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 運転総括要領」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>(6) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、前号の作業以外で放射線業務従事者を2号発回均質室に入室させない。 ただし、事業部長の承認を得た場合は、その限りではない。</p> <p>(7) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、第5号の作業及び前号により事業部長の承認を得た作業（以下「保安上必要な定常作業等」という。）を行うため、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室する場合は、単独で入室させない。</p> <p>(8) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽の監視を強化するとともに、異常兆候を認知した場合は、均質槽における液化を停止し、2号発回均質室からの退避指示を行う。</p>	<p>し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(3) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、第1号の年間液化回数を遵守するとともに、均質槽における液化は1基のみで実施する。</p> <p>(4) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽からの核燃料物質の漏えいにより放射線業務従事者が直接曝露することを防止するため、均質槽周りをシートで囲う等の措置を講じるとともに、立ち入り禁止区域を設定する。</p> <p>(5) 運転管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室することを限定するため、あらかじめ実施可能な保安上必要な定常作業を第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 運転総括要領」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>(6) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、前号の作業以外で放射線業務従事者を2号発回均質室に入室させない。 ただし、事業部長の承認を得た場合は、その限りではない。</p> <p>(7) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、第5号の作業及び前号により事業部長の承認を得た作業（以下「保安上必要な定常作業等」という。）を行うため、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室する場合は、単独で入室させない。</p> <p>(8) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽の監視を強化する。</p>	<p>し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(3) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、第1号の年間液化回数を遵守するとともに、均質槽における液化は1基のみで実施する。</p> <p>(4) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽からの核燃料物質の漏えいにより放射線業務従事者が直接曝露することを防止するため、立ち入り禁止区域を設定する。</p> <p>(5) 運転管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室することを限定するため、あらかじめ実施可能な保安上必要な定常作業を第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 運転総括要領」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>(6) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、前号の作業以外で放射線業務従事者を2号発回均質室に入室させない。 ただし、事業部長の承認を得た場合は、その限りではない。</p> <p>(7) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、第5号の作業及び前号により事業部長の承認を得た作業（以下「保安上必要な定常作業等」という。）を行うため、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室する場合は、単独で入室させない。</p> <p>(8) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽の監視を強化する。</p>	<p>る。【黄色網掛け部】 ○均質槽防護カバーに係る事項（均質槽防護カバー設置に伴う均質槽周りをシートで囲う等の措置の規定削除）については、防護カバーの設置に使用前事業者検査等が必要であることから、使用前事業者検査等終了日の翌日より適用する。【青色網掛け部】 ○附則において、段階的に適用することを明確にする。（変更1を附則第4項別紙2として添付する。）《補正にて対応》</p>
<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第44条 廃棄物管理課長は、前条第2項及び第49条第12項により搬入された放射性固体廃棄物を別表16の放射性固体廃棄物の保管場所に搬出するまでの間、次の各号に定める事項を講じた廃棄物前処理室で可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。 また、廃棄物前処理室における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</p> <p>(1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。</p> <p>(2) 放射性固体廃棄物への延焼のおそれがある火災源が存在しない。 また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。</p> <p>(3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。</p> <p>(4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 また、地震により放射性固体廃棄物を収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>(5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室において、次の各号に定める措置を講じ、放射性固体廃棄物を可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。 なお、廃棄物前処理室内で放射性固体廃棄物を梱包した難燃性の袋等を開封する場合は、必要に応じエリア設定等の汚染拡大を防止する措置を講じる。</p> <p>(1) 周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(2) 可燃性の放射性固体廃棄物を保管する場合は、原則として金属製の</p>	<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第44条 廃棄物管理課長は、前条第2項及び第49条第12項により搬入された放射性固体廃棄物を別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所に搬出するまでの間、次の各号に定める事項を講じた廃棄物前処理室で可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。 また、廃棄物前処理室における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</p> <p>(1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。</p> <p>(2) 放射性固体廃棄物への延焼のおそれがある火災源が存在しない。 また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。</p> <p>(3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。</p> <p>(4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 また、地震により放射性固体廃棄物を収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>(5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室において、次の各号に定める措置を講じ、放射性固体廃棄物を可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。 なお、廃棄物前処理室内で放射性固体廃棄物を梱包した難燃性の袋等を開封する場合は、必要に応じエリア設定等の汚染拡大を防止する措置を講じる。</p> <p>(1) 周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(2) 可燃性の放射性固体廃棄物を保管する場合は、原則として金属製の</p>	<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第44条 廃棄物管理課長は、前条第2項及び第49条第12項により搬入された放射性固体廃棄物を別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所に搬出するまでの間、次の各号に定める事項を講じた廃棄物前処理室で可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。 また、廃棄物前処理室における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</p> <p>(1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。</p> <p>(2) 放射性固体廃棄物への延焼のおそれがある火災源が存在しない。 また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。</p> <p>(3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。</p> <p>(4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 また、地震により放射性固体廃棄物を収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>(5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室において、次の各号に定める措置を講じ、放射性固体廃棄物を可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。 なお、廃棄物前処理室内で放射性固体廃棄物を梱包した難燃性の袋等を開封する場合は、必要に応じエリア設定等の汚染拡大を防止する措置を講じる。</p> <p>(1) 周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(2) 可燃性の放射性固体廃棄物を保管する場合は、原則として金属製の</p>	<p>○廃棄物保管廃棄区画名称及び使用済みNaF・分析沈殿物のBウラン濃縮廃棄物室への保管廃棄場所変更（第8項第1号）に係る事項については、工事や運用上の制約がないことから、認可後10日以内に適用する。【黄色網掛け部】 ○Cウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア）に係る事項については、エリアの撤去に使用前事業者検査等が必要であることから、使用前事業者検査</p>

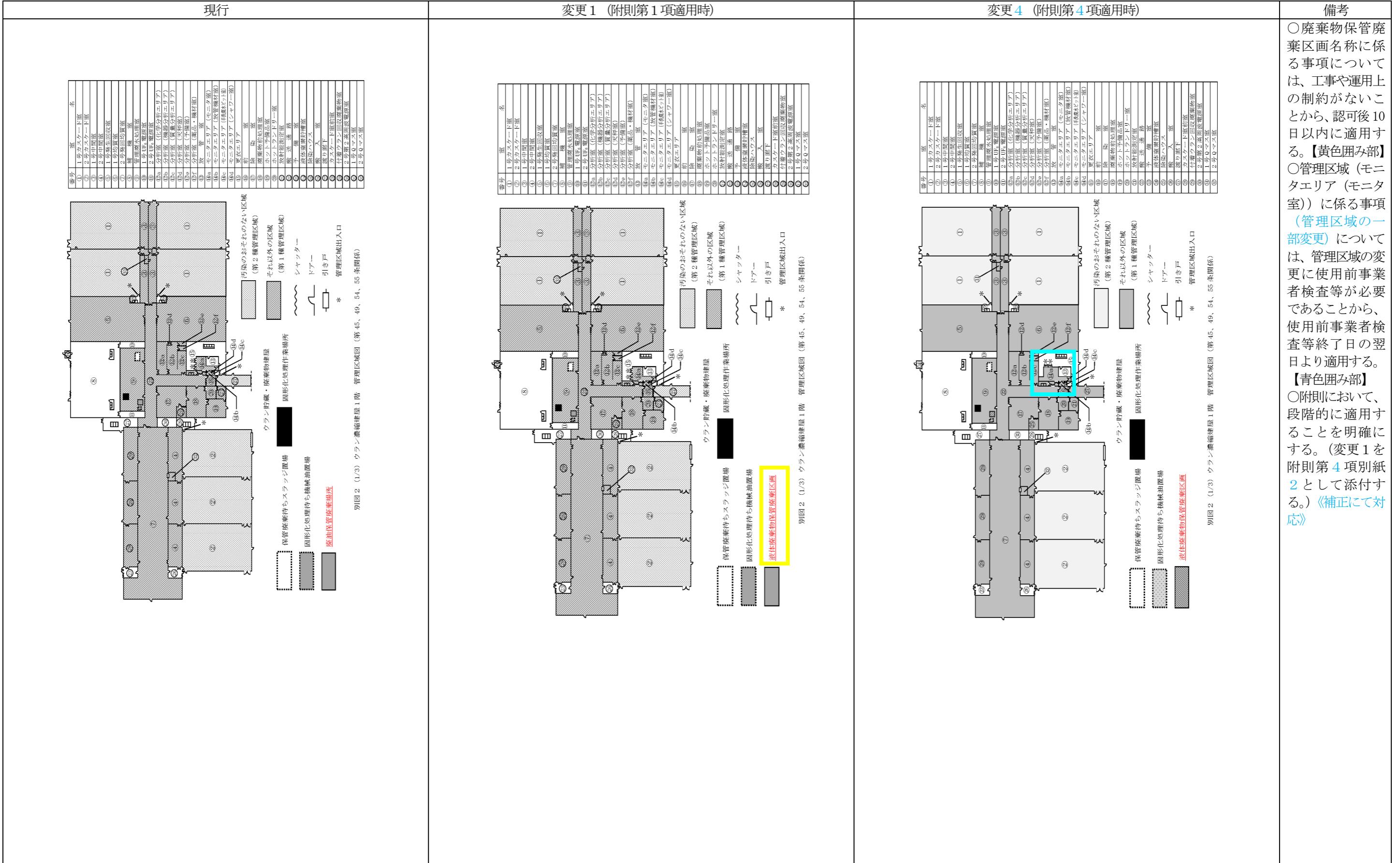
注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1(附則第1項適用時)	変更4(附則第4項適用時)	備考
<p>容器に収納又はドラム缶等の容器に封入する。</p> <p>(3) 原則として放射性固体廃棄物への延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。</p> <p>なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。</p> <p>(4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(5) 溢水により流出した放射性固体廃棄物が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、放射性固体廃棄物を収納及び封入する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</p> <p>(6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室における放射性固体廃棄物の保管状況を確認する。</p> <p>また、第16条に定める巡視点検により、前項第6号の状態が維持されていることを確認する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を廃棄物前処理室に保管するに当たり、あらかじめ放射性固体廃棄物の発生量等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。</p> <p>なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 前項のあらかじめ設定する保管量及び搬出計画において設定する保管量の上限は70本(200リットルドラム缶換算)とする。</p> <p>6 事業部長は、第4項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物をドラム缶等の容器に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、必要により保管した後、別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所へ搬出する。</p> <p>なお、液体と接触し水切りを実施した使用済みの活性炭、樹脂等の放射性固体廃棄物は、プラスチック容器を装填したドラム缶に封入する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、第43条第2項及び前項により、別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項に基づき別表16に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>(1) 使用済みNaF及び分析沈殿物の保管廃棄場所については、Aウラン濃縮廃棄物室とする。</p> <p>(2) 撤去した金属胴遠心機の保管廃棄場所については、使用済遠心機保管室又はCウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアとする。</p> <p>(3) 第1号及び前号以外の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所については、Aウラン濃縮廃棄物室、Bウラン濃縮廃棄物室、Cウラン濃縮廃棄物室又はDウラン濃縮廃棄物室とする。</p> <p>9 廃棄物管理課長は、別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の各号の措置のほか、核燃料物質の加工の事業に関する規則(以下「加工規則」という。)第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所内で移動することができる。</p> <p>(1) ドラム缶等の容器に収納不可能な大型の放射性固体廃棄物について</p>	<p>容器に収納又はドラム缶等の容器に封入する。</p> <p>(3) 原則として放射性固体廃棄物への延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。</p> <p>なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。</p> <p>(4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(5) 溢水により流出した放射性固体廃棄物が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、放射性固体廃棄物を収納及び封入する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</p> <p>(6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室における放射性固体廃棄物の保管状況を確認する。</p> <p>また、第16条に定める巡視点検により、前項第6号の状態が維持されていることを確認する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を廃棄物前処理室に保管するに当たり、あらかじめ放射性固体廃棄物の発生量等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。</p> <p>なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 前項のあらかじめ設定する保管量及び搬出計画において設定する保管量の上限は70本(200リットルドラム缶換算)とする。</p> <p>6 事業部長は、第4項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物をドラム缶等の容器に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、必要により保管した後、別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所へ搬出する。</p> <p>なお、液体と接触し水切りを実施した使用済みの活性炭、樹脂等の放射性固体廃棄物は、プラスチック容器を装填したドラム缶に封入する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、第43条第2項及び前項により、別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項に基づき別表16に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>(1) 使用済みNaF及び分析沈殿物の保管廃棄場所については、Bウラン濃縮廃棄物室とする。</p> <p>(2) 撤去した金属胴遠心機の保管廃棄場所については、使用済遠心機保管室又はCウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアとする。</p> <p>(3) 第1号及び前号以外の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所については、Aウラン濃縮廃棄物室、Bウラン濃縮廃棄物室、Cウラン濃縮廃棄物室又はDウラン濃縮廃棄物室とする。</p> <p>9 廃棄物管理課長は、別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の各号の措置のほか、核燃料物質の加工の事業に関する規則(以下「加工規則」という。)第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所内で移動することができる。</p> <p>(1) ドラム缶等の容器に収納不可能な大型の放射性固体廃棄物について</p>	<p>容器に収納又はドラム缶等の容器に封入する。</p> <p>(3) 原則として放射性固体廃棄物への延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。</p> <p>なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。</p> <p>(4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(5) 溢水により流出した放射性固体廃棄物が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、放射性固体廃棄物を収納及び封入する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</p> <p>(6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室における放射性固体廃棄物の保管状況を確認する。</p> <p>また、第16条に定める巡視点検により、前項第6号の状態が維持されていることを確認する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を廃棄物前処理室に保管するに当たり、あらかじめ放射性固体廃棄物の発生量等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。</p> <p>なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 前項のあらかじめ設定する保管量及び搬出計画において設定する保管量の上限は70本(200リットルドラム缶換算)とする。</p> <p>6 事業部長は、第4項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物をドラム缶等の容器に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、必要により保管した後、別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所へ搬出する。</p> <p>なお、液体と接触し水切りを実施した使用済みの活性炭、樹脂等の放射性固体廃棄物は、プラスチック容器を装填したドラム缶に封入する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、第43条第2項及び前項により、別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項に基づき別表16に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>(1) 使用済みNaF及び分析沈殿物の保管廃棄場所については、Bウラン濃縮廃棄物室とする。</p> <p>(2) 撤去した金属胴遠心機の保管廃棄場所については、使用済遠心機保管室又はCウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアとする。</p> <p>(3) 第1号及び前号以外の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所については、Aウラン濃縮廃棄物室、Bウラン濃縮廃棄物室、Cウラン濃縮廃棄物室又はDウラン濃縮廃棄物室とする。</p> <p>9 廃棄物管理課長は、別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の各号の措置のほか、核燃料物質の加工の事業に関する規則(以下「加工規則」という。)第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所内で移動することができる。</p> <p>(1) ドラム缶等の容器に収納不可能な大型の放射性固体廃棄物について</p>	<p>等終了日の翌日より適用する。 【青色網掛け部】 ○附則において、段階的に適用することを明確にする。(変更1を附則第4項別紙2として添付する。)《補正にて対応》</p>

注: 保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1 (附則第1項適用時)	変更4 (附則第4項適用時)	備考
<p>は、溶接等により開口部が閉止されていることを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、保管廃棄する。</p> <p>(2) 公衆の実効線量への寄与を無視できない高線量の放射性固体廃棄物が発生した場合は、放射線管理課長と協議した上で、他の放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等の容器による遮蔽効果を期待できる配置又は距離による減衰効果を期待できる配置で保管廃棄するか、若しくは建物の遮蔽効果が高いBウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。</p>	<p>は、溶接等により開口部が閉止されていることを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、保管廃棄する。</p> <p>(2) 公衆の実効線量への寄与を無視できない高線量の放射性固体廃棄物が発生した場合は、放射線管理課長と協議した上で、他の放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等の容器による遮蔽効果を期待できる配置又は距離による減衰効果を期待できる配置で保管廃棄するか、若しくは建物の遮蔽効果が高いBウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。</p>	<p>は、溶接等により開口部が閉止されていることを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、保管廃棄する。</p> <p>(2) 公衆の実効線量への寄与を無視できない高線量の放射性固体廃棄物が発生した場合は、放射線管理課長と協議した上で、他の放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等の容器による遮蔽効果を期待できる配置又は距離による減衰効果を期待できる配置で保管廃棄するか、若しくは建物の遮蔽効果が高いBウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。</p>	
<p>10 廃棄物管理課長は、Aウラン濃縮廃棄物室、Bウラン濃縮廃棄物室、Cウラン濃縮廃棄物室、Dウラン濃縮廃棄物室、<u>使用済遠心機保管室</u>及び<u>Cウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリア</u>における放射性固体廃棄物の<u>保管場所</u>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器の表面状態について、定期的に目視又はファイバースコープ等にて確認する。</p>	<p>10 廃棄物管理課長は、Aウラン濃縮廃棄物室、Bウラン濃縮廃棄物室、Cウラン濃縮廃棄物室、Dウラン濃縮廃棄物室、<u>使用済遠心機保管室</u>及び<u>Cウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリア</u>における放射性固体廃棄物の<u>保管場所</u>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器の表面状態について、定期的に目視又はファイバースコープ等にて確認する。</p>	<p>10 廃棄物管理課長は、Aウラン濃縮廃棄物室、Bウラン濃縮廃棄物室、Cウラン濃縮廃棄物室、Dウラン濃縮廃棄物室及び<u>使用済遠心機保管室</u>における放射性固体廃棄物の保管廃棄区画、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器の表面状態について、定期的に目視又はファイバースコープ等にて確認する。</p>	
<p>11 廃棄物管理課長は、Aウラン濃縮廃棄物室、Bウラン濃縮廃棄物室、Cウラン濃縮廃棄物室、Dウラン濃縮廃棄物室、<u>使用済遠心機保管室</u>及び<u>Cウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリア</u>の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>また、Aウラン濃縮廃棄物室、Bウラン濃縮廃棄物室及び<u>Cウラン貯蔵室</u>を施錠し、人の接近を防止する。</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物が保管廃棄されていない場合は除く。</p>	<p>11 廃棄物管理課長は、Aウラン濃縮廃棄物室、Bウラン濃縮廃棄物室、Cウラン濃縮廃棄物室、Dウラン濃縮廃棄物室、<u>使用済遠心機保管室</u>及び<u>Cウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリア</u>の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>また、Aウラン濃縮廃棄物室、Bウラン濃縮廃棄物室及び<u>Cウラン貯蔵室</u>を施錠し、人の接近を防止する。</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物が保管廃棄されていない場合は除く。</p>	<p>11 廃棄物管理課長は、Aウラン濃縮廃棄物室、Bウラン濃縮廃棄物室、Cウラン濃縮廃棄物室、Dウラン濃縮廃棄物室及び<u>使用済遠心機保管室</u>の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>また、Aウラン濃縮廃棄物室及びBウラン濃縮廃棄物室を施錠し、人の接近を防止する。</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物が保管廃棄されていない場合は除く。</p>	

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。



注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行			変更1(附則第1項適用時)			変更4(附則第4項適用時)			備考
別表1 施設の管理及び 保修 に関する業務の担当課長(第8条関係)			別表1 施設の管理及び 点検、工事等 に関する業務の担当課長(第8条関係)			別表1 施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長(第8条関係)			○表タイトル及び施設等名称の適正化、搬送設備、シャワー及びモニタリングポストの追加に係る事項については、工事や運用上の制約がないことから、認可後10日以内に適用する。【黄色網掛け部】 ○HFセンサ、溢水防護設備、巻防護設備、重大事故等対処資機材の追加に係る事項については、設備の追加・改造に係る使用前事業者検査等が必要であることから、使用前事業者検査等終了日の翌日より適用する。【青色網掛け部】 ○附則において、段階的に適用することを明確にする。(変更1を附則第4項別紙2として添付する。)《補正にて対応》
施設等	管理担当課長	保修担当課長	施設等	管理担当課長	保修担当課長	施設等	管理担当課長	保修担当課長	
① 建物	運転管理課長	機械保全課長	① 濃縮施設	—	—	1. 濃縮施設	—	—	
② 上記1.以外の加工施設	—	—	(1) カスケート設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(1) カスケート設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
① 濃縮施設	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) UF ₆ 処理設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) UF ₆ 処理設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
② 核燃料物質の貯蔵施設	—	—	(3) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(3) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
① 貯蔵専用区域	運転管理課長	機械保全課長	(4) 高周波電源設備	運転管理課長	電気計装保全課長	(4) 高周波電源設備	運転管理課長	電気計装保全課長	
② 加工工程内の保管区域	運転管理課長	機械保全課長	(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
③ 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—	2. 核燃料物質の貯蔵施設	—	—	2. 核燃料物質の貯蔵施設	—	—	
① 気体廃棄物廃棄設備	—	—	(1) 貯蔵設備	運転管理課長	機械保全課長	(1) 貯蔵設備	運転管理課長	機械保全課長	
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び 専用の容器	廃棄物管理課長	機械保全課長	(2) 搬送設備	運転管理課長	機械保全課長	(2) 搬送設備	運転管理課長	機械保全課長	
b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—	3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—	
② 液体廃棄物廃棄設備	—	—	(1) 气体廃棄物の廃棄設備	—	—	(1) 气体廃棄物の廃棄設備	—	—	
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び 専用の容器の置台	廃棄物管理課長	機械保全課長	(1) 付着ウラン回収廃棄物室及び IF₆ポンベ(保管廃棄用)	廃棄物管理課長	機械保全課長	(1) 付着ウラン回収廃棄物室及び IF₆ポンベ(保管廃棄用)	廃棄物管理課長	機械保全課長	
b. 廃油保管廃棄場所	—	—	(2) 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
c. 固形化処理待ち機械油置場	—	—	(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—	—	(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—	—	
d. 固形化処理作業場所	—	—	① 付着ウラン回収廃棄物室、液体廃棄物保管廃棄区画(IF ₆ ポンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画、固形化処理待ち機械油置場及び固形化処理作業所	廃棄物管理課長	機械保全課長	① 付着ウラン回収廃棄物室、液体廃棄物保管廃棄区画(IF ₆ ポンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画、固形化処理待ち機械油置場及び固形化処理作業所	廃棄物管理課長	機械保全課長	
e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	② 上記以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	② 上記以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
③ 固体廃棄物廃棄設備	—	—	(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—	—	(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—	—	
a. 保管廃棄待ちスラッシュ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	(1) 保管廃棄待ちスラッシュ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	(1) 保管廃棄待ちスラッシュ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	
b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	—	—	(2) 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物管理課長	機械保全課長	(2) 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物管理課長	機械保全課長	
④ 放射線管理施設	—	—	4. 放射線管理施設	—	—	4. 放射線管理施設	—	—	
① 臨界警報装置、排気用モニタ	運転管理課長	電気計装保全課長	(1) 放射線監視・測定設備	—	—	(1) 放射線監視・測定設備	—	—	
② 排気用HFモニタ、換気用モニタ	運転管理課長	電気計装保全課長	① 排気用HFモニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、臨界警報装置	運転管理課長	電気計装保全課長	① 排気用HFモニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、 HFセンサ 、臨界警報装置	運転管理課長	電気計装保全課長	
③ エアスニッファ	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	② エアスニッファ	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	② エアスニッファ	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
④ 上記①、②、③以外の放射線管理施設	放射線管理課長	放射線管理課長	③ モニタリングボスト	放射線管理課長	電気計装保全課長	③ モニタリングボスト	放射線管理課長	電気計装保全課長	
⑤ その他加工設備の附属施設	—	—	④ 上記①、②、③以外の放射線監視・測定設備	放射線管理課長	放射線管理課長	④ 上記①、②、③以外の放射線監視・測定設備	放射線管理課長	放射線管理課長	
① 非常用通報設備	運転管理課長	電気計装保全課長	② 放出管理分析設備	放射線管理課長	放射線管理課長	② 放出管理分析設備	放射線管理課長	放射線管理課長	
② 非常用電源設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	③ 試料分析関係設備	放射線管理課長	放射線管理課長	③ 試料分析関係設備	放射線管理課長	放射線管理課長	
③ 分析設備	運転管理課長	機械保全課長	④ 出入管理関係設備	—	—	④ 出入管理関係設備	—	—	
④ 計量設備	運転管理課長	電気計装保全課長	① シャワー	放射線管理課長	機械保全課長	① シャワー	放射線管理課長	機械保全課長	
⑤ 洗缶設備	運転管理課長	機械保全課長	② 上記以外の出入管理設備	放射線管理課長	電気計装保全課長	② 上記以外の出入管理設備	放射線管理課長	電気計装保全課長	
⑥ 除染設備	運転管理課長	機械保全課長	③ その他設備	放射線管理課長	電気計装保全課長	③ その他設備	放射線管理課長	電気計装保全課長	
⑦ 通信連絡設備	運転管理課長	電気計装保全課長	④ その他加工施設	—	—	5. その他の加工施設	—	—	
⑧ 建物	運転管理課長	機械保全課長	① 非常用設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(1) 非常用設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
* : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長			* : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長			* : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長			

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1(附則第1項適用時)	変更4(附則第4項適用時)	備考																																																																																																																																																																	
別表3 巡視点検を行う設備等(第16条関係)	別表3 巡視点検を行う設備等(第16条関係)	別表3 巡視点検を行う設備等(第16条関係)	<p>○設備等名称の適正化、核燃料物質の検査設備の追加に係る事項については、工事や運用上の制約がないことから、認可後10日以内に適用する。【黄色網掛け部】</p> <p>○HFセンサ、溢水防護設備、巻防護設備の追加に係る事項については、設備の追加・改造に係る使用前事業者検査等が必要であることから、使用前事業者検査等終了日の翌日より適用する。【青色網掛け部】</p> <p>○附則において、段階的に適用することを明確にする。(変更1を附則第4項別紙2として添付する。)《補正にて対応》</p>																																																																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>巡視点検を行う設備等</th><th>巡視点検担当課長</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 建屋</td><td>—</td></tr> <tr><td>① ウラン濃縮建屋</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>② ウラン貯蔵・廃棄物建屋</td><td>—</td></tr> <tr><td>a. A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室、搬出入室</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>b. B ウラン濃縮廃棄物室</td><td>—</td></tr> <tr><td>③ 補助建屋</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>④ ウラン濃縮廃棄物建屋</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>⑤ 使用済心機保管建屋</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>⑥ カスケート設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>⑦ UF₆処理設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>⑧ 均質・ブレンディング設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>⑨ 付着ウラン回収設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>⑩ 核燃料物質の貯蔵施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑪ 貯蔵設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>⑫ 放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑬ 気体廃棄物の廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑭ 付着ウラン回収廃棄物室及びIF₅ボンベ(保管廃棄用)</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>⑮ 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>⑯ 液体廃棄物の廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑰ 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画(IF₅ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画(IF₅ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画、固化形処理待ち機械油置場及び固化形処理作業場所</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>⑱ 上記以外の液体廃棄物の廃棄設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>⑲ 固体廃棄物の廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑳ 保管廃棄待ちスラッジ置場</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>㉑ 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>㉒ 放射線管理施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>㉓ 放射線監視・測定設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>㉔ 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用HFモニタ、換気用モニタ、エアスニッファ</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉕ その他の加工施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>㉖ 非常用設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉗ 核燃料物質の検査設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉘ 洗缶設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉙ 除染設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉚ 建物</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉛ 固体廃棄物廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>a. 保管廃棄待ちスラッジ置場</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>㉜ 放射線監視・測定設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>㉝ 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用HFモニタ、換気用モニタ</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉞ エアスニッファ</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉟ 非常用電源設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉟ 洗缶設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉟ 除染設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉟ 高周波電源設備</td><td>運転管理課長</td></tr> </tbody> </table>	巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長	(1) 建屋	—	① ウラン濃縮建屋	運転管理課長	② ウラン貯蔵・廃棄物建屋	—	a. A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室、搬出入室	運転管理課長	b. B ウラン濃縮廃棄物室	—	③ 補助建屋	運転管理課長	④ ウラン濃縮廃棄物建屋	運転管理課長	⑤ 使用済心機保管建屋	運転管理課長	⑥ カスケート設備	運転管理課長	⑦ UF ₆ 処理設備	運転管理課長	⑧ 均質・ブレンディング設備	運転管理課長	⑨ 付着ウラン回収設備	運転管理課長	⑩ 核燃料物質の貯蔵施設	—	⑪ 貯蔵設備	運転管理課長	⑫ 放射性廃棄物の廃棄施設	—	⑬ 気体廃棄物の廃棄設備	—	⑭ 付着ウラン回収廃棄物室及びIF ₅ ボンベ(保管廃棄用)	廃棄物管理課長	⑮ 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	⑯ 液体廃棄物の廃棄設備	—	⑰ 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画(IF ₅ ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画(IF ₅ ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画、固化形処理待ち機械油置場及び固化形処理作業場所	廃棄物管理課長	⑱ 上記以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	⑲ 固体廃棄物の廃棄設備	—	⑳ 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	㉑ 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物管理課長	㉒ 放射線管理施設	—	㉓ 放射線監視・測定設備	—	㉔ 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用HFモニタ、換気用モニタ、エアスニッファ	運転管理課長	㉕ その他の加工施設	—	㉖ 非常用設備	運転管理課長	㉗ 核燃料物質の検査設備	運転管理課長	㉘ 洗缶設備	運転管理課長	㉙ 除染設備	運転管理課長	㉚ 建物	運転管理課長	e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	㉛ 固体廃棄物廃棄設備	—	a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	—	㉜ 放射線監視・測定設備	—	㉝ 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用HFモニタ、換気用モニタ	運転管理課長	㉞ エアスニッファ	運転管理課長	㉟ 非常用電源設備	運転管理課長	㉟ 洗缶設備	運転管理課長	㉟ 除染設備	運転管理課長	㉟ 高周波電源設備	運転管理課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>巡視点検を行う設備等</th><th>巡視点検担当課長</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 濃縮施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) カスケート設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(2) UF₆処理設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(3) 均質・ブレンディング設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(4) 付着ウラン回収設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(5) 高周波電源設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>2. 核燃料物質の貯蔵施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) 貯蔵設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>3. 放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) 気体廃棄物の廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>① 付着ウラン回収廃棄物室及びIF₅ボンベ(保管廃棄用)</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>② 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>③ 液体廃棄物の廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>④ 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画(IF₅ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画(IF₅ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画、固化形処理待ち機械油置場及び固化形処理作業場所</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>⑤ 上記以外の液体廃棄物の廃棄設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>⑥ 固体廃棄物の廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑦ 保管廃棄待ちスラッジ置場</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>⑧ 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>4. 放射線管理施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑨ 放射線監視・測定設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑩ 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用HFモニタ、換気用モニタ、エアスニッファ</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>5. その他の加工施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑪ 非常用設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>⑫ 核燃料物質の検査設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>⑬ 洗缶設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>⑭ 除染設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>⑮ 建物</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉖ その他の加工施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>㉗ 非常用設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉘ 核燃料物質の検査設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉙ 洗缶設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉚ 除染設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉛ 淹水防護設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉜ 竜巻防護設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>㉝ 建物</td><td>運転管理課長</td></tr> </tbody> </table>	巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長	1. 濃縮施設	—	(1) カスケート設備	運転管理課長	(2) UF ₆ 処理設備	運転管理課長	(3) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長	(4) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	(5) 高周波電源設備	運転管理課長	2. 核燃料物質の貯蔵施設	—	(1) 貯蔵設備	運転管理課長	3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—	(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—	① 付着ウラン回収廃棄物室及びIF ₅ ボンベ(保管廃棄用)	廃棄物管理課長	② 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	③ 液体廃棄物の廃棄設備	—	④ 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画(IF ₅ ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画(IF ₅ ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画、固化形処理待ち機械油置場及び固化形処理作業場所	廃棄物管理課長	⑤ 上記以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	⑥ 固体廃棄物の廃棄設備	—	⑦ 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	⑧ 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物管理課長	4. 放射線管理施設	—	⑨ 放射線監視・測定設備	—	⑩ 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用HFモニタ、換気用モニタ、エアスニッファ	運転管理課長	5. その他の加工施設	—	⑪ 非常用設備	運転管理課長	⑫ 核燃料物質の検査設備	運転管理課長	⑬ 洗缶設備	運転管理課長	⑭ 除染設備	運転管理課長	⑮ 建物	運転管理課長	㉖ その他の加工施設	—	㉗ 非常用設備	運転管理課長	㉘ 核燃料物質の検査設備	運転管理課長	㉙ 洗缶設備	運転管理課長	㉚ 除染設備	運転管理課長	㉛ 淹水防護設備	運転管理課長	㉜ 竜巻防護設備	運転管理課長	㉝ 建物	運転管理課長	
巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長																																																																																																																																																																			
(1) 建屋	—																																																																																																																																																																			
① ウラン濃縮建屋	運転管理課長																																																																																																																																																																			
② ウラン貯蔵・廃棄物建屋	—																																																																																																																																																																			
a. A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室、搬出入室	運転管理課長																																																																																																																																																																			
b. B ウラン濃縮廃棄物室	—																																																																																																																																																																			
③ 補助建屋	運転管理課長																																																																																																																																																																			
④ ウラン濃縮廃棄物建屋	運転管理課長																																																																																																																																																																			
⑤ 使用済心機保管建屋	運転管理課長																																																																																																																																																																			
⑥ カスケート設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
⑦ UF ₆ 処理設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
⑧ 均質・ブレンディング設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
⑨ 付着ウラン回収設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
⑩ 核燃料物質の貯蔵施設	—																																																																																																																																																																			
⑪ 貯蔵設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
⑫ 放射性廃棄物の廃棄施設	—																																																																																																																																																																			
⑬ 気体廃棄物の廃棄設備	—																																																																																																																																																																			
⑭ 付着ウラン回収廃棄物室及びIF ₅ ボンベ(保管廃棄用)	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																			
⑮ 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
⑯ 液体廃棄物の廃棄設備	—																																																																																																																																																																			
⑰ 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画(IF ₅ ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画(IF ₅ ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画、固化形処理待ち機械油置場及び固化形処理作業場所	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																			
⑱ 上記以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
⑲ 固体廃棄物の廃棄設備	—																																																																																																																																																																			
⑳ 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																			
㉑ 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																			
㉒ 放射線管理施設	—																																																																																																																																																																			
㉓ 放射線監視・測定設備	—																																																																																																																																																																			
㉔ 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用HFモニタ、換気用モニタ、エアスニッファ	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉕ その他の加工施設	—																																																																																																																																																																			
㉖ 非常用設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉗ 核燃料物質の検査設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉘ 洗缶設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉙ 除染設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉚ 建物	運転管理課長																																																																																																																																																																			
e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉛ 固体廃棄物廃棄設備	—																																																																																																																																																																			
a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																			
b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	—																																																																																																																																																																			
㉜ 放射線監視・測定設備	—																																																																																																																																																																			
㉝ 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用HFモニタ、換気用モニタ	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉞ エアスニッファ	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉟ 非常用電源設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉟ 洗缶設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉟ 除染設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉟ 高周波電源設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長																																																																																																																																																																			
1. 濃縮施設	—																																																																																																																																																																			
(1) カスケート設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
(2) UF ₆ 処理設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
(3) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
(4) 付着ウラン回収設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
(5) 高周波電源設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
2. 核燃料物質の貯蔵施設	—																																																																																																																																																																			
(1) 貯蔵設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—																																																																																																																																																																			
(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—																																																																																																																																																																			
① 付着ウラン回収廃棄物室及びIF ₅ ボンベ(保管廃棄用)	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																			
② 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
③ 液体廃棄物の廃棄設備	—																																																																																																																																																																			
④ 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画(IF ₅ ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画(IF ₅ ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画、固化形処理待ち機械油置場及び固化形処理作業場所	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																			
⑤ 上記以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
⑥ 固体廃棄物の廃棄設備	—																																																																																																																																																																			
⑦ 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																			
⑧ 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																			
4. 放射線管理施設	—																																																																																																																																																																			
⑨ 放射線監視・測定設備	—																																																																																																																																																																			
⑩ 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用HFモニタ、換気用モニタ、エアスニッファ	運転管理課長																																																																																																																																																																			
5. その他の加工施設	—																																																																																																																																																																			
⑪ 非常用設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
⑫ 核燃料物質の検査設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
⑬ 洗缶設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
⑭ 除染設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
⑮ 建物	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉖ その他の加工施設	—																																																																																																																																																																			
㉗ 非常用設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉘ 核燃料物質の検査設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉙ 洗缶設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉚ 除染設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉛ 淹水防護設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉜ 竜巻防護設備	運転管理課長																																																																																																																																																																			
㉝ 建物	運転管理課長																																																																																																																																																																			

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1(附則第1項適用時)	変更4(附則第4項適用時)	備考
別表5 保安上特に管理を必要とする設備(第22条関係) 設備・機器等	別表5 保安上特に管理を必要とする設備(第22条関係) 設備・機器等	別表5 保安上特に管理を必要とする設備(第22条関係) 設備・機器等	○設備・機器等名称の適正化、ロータリポンプ、サンプル小分け装置、局所排気装置、高周波インバータ装置、排気用HFモニタ、モニタリングポストの追加、廃棄物・シリンダ等(洗缶)の削除に係る事項については、工事や運用上の制約がないことから、認可後10日以内に適用する。【黄色網掛け部】
カスケード設備 廃棄物 シリンダ等(洗缶) UF ₆ 処理設備 均質・ブレンディング設備 付着ウラン回収設備 シリンダ類(過充填防止) シリンダ類(熱的制限) シリンダ類(吊上げ高さ制限) 非常用電源設備 非常用通報設備 気体廃棄物廃棄設備 液体廃棄物廃棄設備 放射線監視・測定設備	カスケード設備 UF ₆ 処理設備 均質・ブレンディング設備 付着ウラン回収設備 高周波電源設備 シリンダ類(過充填防止) シリンダ類(熱的制限) シリンダ類(吊上げ高さ制限) 非常用設備 气体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備 放射線監視・測定設備	カスケード設備 UF ₆ 処理設備 均質・ブレンディング設備 付着ウラン回収設備 高周波電源設備 シリンダ類(過充填防止) シリンダ類(熱的制限) シリンダ類(吊上げ高さ制限) 非常用設備 气体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備 放射線監視・測定設備	○HFセンサの追加に係る事項については、設備の追加・改造に係る使用前事業者検査等が必要であることから、使用前事業者検査等終了日の翌日より適用する。【青色網掛け部】 ○附則において、段階的に適用することを明確にする。(変更1を附則第4項別紙2として添付する。)《補正にて対応》
(注)劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。	(注)劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。	(注)劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。	

注: 保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1(附則第1項適用時)	変更4(附則第4項適用時)	備考
別表16 放射性廃棄物の保管廃棄能力(第43、44、45、48、50、52条関係)	別表16 放射性廃棄物の保管廃棄能力(第43、44、45、48、50、52条関係)	別表16 放射性廃棄物の保管廃棄能力(第43、44、45、48、50、52条関係)	○廃棄物保管廃棄場所・保管廃棄区画名称及び使用済みNaF等の移動経過措置に係る事項については、工事や運用上の制約がないことから、認可後10日以内に適用する。【黄色網掛け部】
保管場所 A ウラン濃縮廃棄物室 B ウラン濃縮廃棄物室 C ウラン濃縮廃棄物室 D ウラン濃縮廃棄物室 使用済遠心機保管室 C ウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア) 管理廃水処理室 (廃油保管廃棄場所) A 付着ウラン回収廃棄物室 B 付着ウラン回収廃棄物室	保管場所 A ウラン濃縮廃棄物室 B ウラン濃縮廃棄物室 C ウラン濃縮廃棄物室 D ウラン濃縮廃棄物室 使用済遠心機保管室 C ウラン貯蔵室 管理廃水処理室 A 付着ウラン回収廃棄物室 B 付着ウラン回収廃棄物室	保管場所 A ウラン濃縮廃棄物室 B ウラン濃縮廃棄物室 C ウラン濃縮廃棄物室 D ウラン濃縮廃棄物室 使用済遠心機保管室 C ウラン貯蔵室 管理廃水処理室 A 付着ウラン回収廃棄物室 B 付着ウラン回収廃棄物室	○C ウラン貯蔵室(使用済遠心機保管エリア)に係る事項については、エリアの撤去に使用前事業者検査等が必要であることから、使用前事業者検査等終了日の翌日より適用する。【青色網掛け部】
保管廃棄能力 5,500本(放射性固体廃棄物 200リットルドラム缶換算) 4,400本(放射性固体廃棄物 200リットルドラム缶換算) 2,800本(放射性固体廃棄物 200リットルドラム缶換算) 4,200本(放射性固体廃棄物 200リットルドラム缶換算) 555tSWU/y相当分の金属胴遠心機 75tSWU/y相当分の金属胴遠心機* 160本(放射性液体廃棄物 20リットルドラム缶換算) 80本(放射性液体廃棄物 80kgポンベ換算) 27本(放射性気体廃棄物 80kgポンベ換算) 36本(放射性液体廃棄物 80kgポンベ換算)	保管廃棄区画 固体廃棄物保管廃棄区画(A ウラン濃縮廃棄物室) 固体廃棄物保管廃棄区画(B ウラン濃縮廃棄物室) 固体廃棄物保管廃棄区画(C ウラン濃縮廃棄物室) 固体廃棄物保管廃棄区画(D ウラン濃縮廃棄物室) 固体廃棄物保管廃棄区画(使用済遠心機保管室) 液体廃棄物保管廃棄区画 液体廃棄物保管廃棄区画(IF ₅ ポンベ置台) 液体廃棄物保管廃棄区画(IF ₇ ポンベ置台) 液体廃棄物保管廃棄区画(IF ₅ ポンベ置台)	保管廃棄能力 5,500本(200リットルドラム缶換算)*1 4,400本(200リットルドラム缶換算) 2,800本(200リットルドラム缶換算) 4,200本(200リットルドラム缶換算) 555tSWU/y相当分の金属胴遠心機 75tSWU/y相当分の金属胴遠心機*2 160本(20リットルドラム缶換算) 80本 27本 36本	○附則において、段階的に適用することを明確にする。(変更1を附則第4項別紙2として添付する。)《補正にて対応》
* : C ウラン貯蔵室(使用済遠心機保管エリア)に保管廃棄中の金属胴遠心機は、順次、使用済遠心機保管室に移動する。	*1 : 固体廃棄物保管廃棄区画(A ウラン濃縮廃棄物室)に保管廃棄中の使用済みNaF、スラッジ及び分析沈殿物を封入したドラム缶は、順次、固体廃棄物保管廃棄区画(B ウラン濃縮廃棄物室)に移動する。 *2 : C ウラン貯蔵室(使用済遠心機保管エリア)に保管廃棄中の金属胴遠心機は、順次、使用済遠心機保管室に移動する。	* : 固体廃棄物保管廃棄区画(A ウラン濃縮廃棄物室)に保管廃棄中の使用済みNaF、スラッジ及び分析沈殿物を封入したドラム缶は、順次、固体廃棄物保管廃棄区画(B ウラン濃縮廃棄物室)に移動する。	

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行			変更1(附則第1項適用時)			変更4(附則第4項適用時)			備考
別表28 放射線測定器類(第66条関係)			別表28 放射線測定器類(第66条関係)			別表28 放射線測定器類(第66条関係)			
測定器名	数量	点検責任者	測定器名	数量	点検責任者	測定器名	数量	点検責任者	
・線量当量率サーベイメータ	6台		・線量当量率サーベイメータ	6台		・線量当量率サーベイメータ	6台		○気象観測車、排気用モニタ、換気用モニタ、臨界警報装置、モニタリングポストの追加、廃棄物埋設設備との共用設備に係る事項については、工事や運用上の制約がないことから、認可後10日以内に適用する。【黄色網掛け部】
・汚染サーベイメータ	10台		・汚染サーベイメータ	10台		・汚染サーベイメータ	10台		○HFセンサに係る事項については、設備の追加・改造に係る使用前事業者検査等が必要であることから、使用前事業者検査等終了日の翌日より適用する。【青色網掛け部】
・ダストサンプラー	7台		・ダストサンプラー	7台		・ダストサンプラー	7台		○附則において、段階的に適用することを明確にする。(変更1を附則第4項別紙2として添付する。)《補正にて対応》
・可搬式HF検知警報装置	7台		・可搬式HF検知警報装置	7台		・可搬式HF検知警報装置	7台		
・退出モニタ	1台		・退出モニタ	1台		・退出モニタ	1台		
・放射能測定装置	3台	放射線管理課長	・放射能測定装置	3台	放射線管理課長	・放射能測定装置	3台	放射線管理課長	
・積算線量計	1式		・積算線量計 ^{*2}	1式		・積算線量計 ^{*3}	1式		
・個人線量計(警報付電子線量計)	1式		・個人線量計(警報付電子線量計)	1式		・個人線量計(警報付電子線量計)	1式		
・モニタリングポスト	3式		・気象観測機器 ^{*3}	1式		・気象観測機器 ^{*3}	1式		
・気象観測機器 ^{*1}	1式		・放射能観測車 ^{*3}	1台		・放射能観測車 ^{*3}	1台		
・エアスニッファ	採取口65	機械保全課長及び電気計装保全課長 ^{*2}	・エアスニッファ	採取口65	機械保全課長及び電気計装保全課長 ^{*2}	・エアスニッファ	採取口65	機械保全課長及び電気計装保全課長 ^{*2}	
・排気用HFモニタ	2台	電気計装保全課長	・排気用HFモニタ	2台	電気計装保全課長	・排気用HFモニタ	2台	電気計装保全課長	
＊1：風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計			＊1：風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計			＊1：風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計			
＊2：機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長 <u>(新規追加)</u>			＊2：機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長			＊2：機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長			
＊3：廃棄物埋設設備と共に用する。			＊3：廃棄物埋設設備と共に用する。			＊3：廃棄物埋設設備と共に用する。			

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

附則適用の考え方（附則第1項、附則第3項と附則第4項の適用が混在する場合）

現行	変更1（附則第1項適用）	変更3（附則第3項適用）	変更4（附則第4項適用）	備考
<p>添付1 火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針 (第71条、第72条関連)</p> <p>火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針</p> <p>1. 火災 運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、以下の1.1項～1.4項を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 要員の配置 運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第71条に基づく初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊（第74条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」1.1項（体制の整備）に示す。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき火災防護活動に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>1.3 資機材の配備 各課長は、火災防護活動に必要な化学消防自動車、泡消火剤、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>1.4 文書の整備 運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 なお、UF₆を内包する機器を設置する2号発回均質室、2号中間室（搬入室を含む）、1号均質室、2号カスケード室、Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室、Cウラン貯蔵室及びBウラン濃縮廃棄物室を火災区</p>	<p>添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準 (第21条の2、第21条の3関連)</p> <p>火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、次の1.1から1.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 要員の配置 運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第21条の2に基づく初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊（第74条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」1.1（体制の整備）に示す。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき火災防護活動に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>1.3 資機材の配備 各課長は、火災防護活動に必要な化学消防自動車、泡消火剤、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>1.4 手順書の整備 運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 なお、内部火災については、UF₆を内包する機器を設置する2号発回均質室（2号Qマス室を含む）、2号中間室（搬入室を含む）、1号均質室、2号カスケード室、Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室及びCウラ</p>	<p>添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準 (第21条の2、第21条の3関連)</p> <p>火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、次の1.1から1.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 要員の配置 運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第21条の2に基づく初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊（第74条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」1.1（体制の整備）に示す。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき火災防護活動に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>1.3 資機材の配備 各課長は、火災防護活動に必要な化学消防自動車、泡消火剤、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>1.4 手順書の整備 運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 なお、内部火災については、UF₆を内包する機器を設置する2号発回均質室（2号Qマス室を含む）、2号中間室（搬入室を含む）、1号均質室、2号カスケード室、Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室及びCウラ</p>	<p>添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準 (第21条の2、第21条の3関連)</p> <p>火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、次の1.1から1.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 要員の配置 運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第21条の2に基づく初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊（第74条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」1.1（体制の整備）に示す。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき火災防護活動に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>1.3 資機材の配備 各課長は、火災防護活動に必要な化学消防自動車、泡消火剤、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>1.4 手順書の整備 運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 なお、内部火災については、UF₆を内包する機器を設置する2号発回均質室（2号Qマス室を含む）、2号中間室（搬入室を含む）、1号均質室、2号カスケード室、Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室及びCウラ</p>	<p>○ タイトル変更、記載適正化、外部火災の記載を火災への統合、事故時の設備停止措置（サンプル小分け装置の加熱停止、核燃料物質の取扱い操作停止）の明確化、事象への対応の追加（タンクローリ火災対応、防護対象施設以外施設の除灰作業、積雪時対応、化学物質放出時対応、台風等対応）に係る事項については、工事や運用上の制約がないことから、認可後10日以内に適用する。【黄色網掛け部】 ○ 竜巻対策としての固体廃棄物の固縛に係る事項については、工事や運用上の制約があることから、すべての工事等が完了し運用可能となつた日以降、社長が指定する日に適用する。【灰色網掛け部】 ○ 内部火災における遠隔消火設備に係る事項については、設備の設置に使用前事業者検査等が必要であることから、使用前事</p>

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1（附則第1項適用）	変更3（附則第3項適用）	変更4（附則第4項適用）	備考
<p>域とした火災防護活動とする。</p> <p>1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</p> <p>2) 可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。</p> <p>3) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</p> <p>4) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</p> <p>5) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡、初期消火を含む）に関すること。</p> <p>6) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</p> <p>7) 火災発生時の消火の方法に関すること。</p> <p>8) 火災発生時に現場へ急行するために保安上必要な経路には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しないことに関すること。</p> <p>9) 火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止に関すること。</p> <p>10) 火災影響評価の概要及び再評価の条件に関すること。</p> <p>11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>12) 火災発時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>シ貯蔵室・B ウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。</p> <p>(1) 内部火災</p> <p>1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</p> <p>2) 可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。</p> <p>3) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</p> <p>4) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</p> <p>5) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡、初期消火を含む）に関すること。</p> <p>6) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</p> <p>7) 火災発生時の消火の方法に関すること。</p> <p>8) 火災発生時に現場へ急行するために保安上必要な経路には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しないことに関すること。</p> <p>9) 火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止の措置に関すること。</p> <p>10) 火災影響評価の概要及び再評価の条件に関すること。</p> <p>11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>12) 火災発時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>(2) 外部火災</p> <p>1) 防火帯の維持及び管理に関すること。</p> <p>2) 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に</p>	<p>シ貯蔵室・B ウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。</p> <p>(1) 内部火災</p> <p>1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</p> <p>2) 可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。</p> <p>3) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</p> <p>4) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</p> <p>5) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡、初期消火を含む）に関すること。</p> <p>6) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</p> <p>7) 火災発生時の消火の方法に関すること。</p> <p>8) 火災発生時に現場へ急行するために保安上必要な経路には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しないことに関すること。</p> <p>9) 火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止の措置に関すること。</p> <p>10) 火災影響評価の概要及び再評価の条件に関すること。</p> <p>11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>12) 火災発時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>(2) 外部火災</p> <p>1) 防火帯の維持及び管理に関すること。</p> <p>2) 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に</p>	<p>シ貯蔵室・B ウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。</p> <p>(1) 内部火災</p> <p>1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</p> <p>2) 可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。</p> <p>3) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</p> <p>4) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</p> <p>5) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡、初期消火を含む）に関すること。</p> <p>6) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</p> <p>7) 火災発生時の消火の方法に関すること。</p> <p>8) 火災発生時に現場へ急行するために保安上必要な経路には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しないことに関すること。</p> <p>9) 火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止の措置に関すること。</p> <p>10) 火災影響評価の概要及び再評価の条件に関すること。</p> <p>11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>12) 火災発時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>(2) 外部火災</p> <p>1) 防火帯の維持及び管理に関すること。</p> <p>2) 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に</p>	<p>業者検査等終了日の翌日よりに適用する。【青色網掛け部】</p> <p>○附則において、段階的に適用することを明確にする。（変更1を附則第3項別紙1として、変更3を附則第4項別紙2として添付する。）</p> <p>《補正にて対応》</p>

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1 (附則第1項適用)	変更3 (附則第3項適用)	変更4 (附則第4項適用)	備考
1.5 評価・改善 事業部長は、運営管理課長に火災防護活動の体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	<p>関すること。</p> <p>3) 外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。</p> <p>① 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認</p> <p>② FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施</p> <p>③ 上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施</p> <p>4) 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。</p> <p>5) 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。</p> <p>また、加工施設構外より入所してくる燃料補充用のタンクローリーに対して、燃料補充時は監視人の立会い、タンクローリ火災発生時の消火活動の実施に関すること。</p> <p>6) 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。</p> <p>7) 外部火災発時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>また、ばい煙等が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</p> <p>8) 外部火災発生の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p>	<p>関すること。</p> <p>3) 外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。</p> <p>① 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認</p> <p>② FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施</p> <p>③ 上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施</p> <p>4) 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。</p> <p>5) 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。</p> <p>また、加工施設構外より入所してくる燃料補充用のタンクローリーに対して、燃料補充時は監視人の立会い、タンクローリ火災発生時の消火活動の実施に関すること。</p> <p>6) 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。</p> <p>7) 外部火災発時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>また、ばい煙等が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</p> <p>8) 外部火災発生の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p>	<p>関すること。</p> <p>3) 外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。</p> <p>① 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認</p> <p>② FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施</p> <p>③ 上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施</p> <p>4) 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。</p> <p>5) 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。</p> <p>また、加工施設構外より入所してくる燃料補充用のタンクローリーに対して、燃料補充時は監視人の立会い、タンクローリ火災発生時の消火活動の実施に関すること。</p> <p>6) 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。</p> <p>7) 外部火災発時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>また、ばい煙等が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</p> <p>8) 外部火災発生の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p>	
1.5 定期的な評価 各課長は、1.1から1.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。	<p>1) 各課長は、1.1から1.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</p> <p>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</p>	<p>1.5 定期的な評価</p> <p>1) 各課長は、1.1から1.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</p> <p>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</p>	<p>1.5 定期的な評価</p> <p>1) 各課長は、1.1から1.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</p> <p>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</p>	

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1（附則第1項適用）	変更3（附則第3項適用）	変更4（附則第4項適用）	備考
<p>2. 自然災害</p> <p>運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の2.1 項～2.4 項を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.1 要員の配置</p> <p>運営管理課長は、自然災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」1.1項（体制の整備）に示す。</p> <p>2.2 教育・訓練の実施</p> <p>運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき自然災害対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備</p> <p>各課長は、自然災害対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 文書の整備</p> <p>(1) 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>1) 地震</p> <p>① 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。 <u>(新規追加)</u></p>	<p>2. 自然災害等</p> <p>運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1から2.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.1 要員の配置</p> <p>運営管理課長は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」1.1（体制の整備）に示す。</p> <p>2.2 教育・訓練の実施</p> <p>運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき自然災害等発生時の対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備</p> <p>各課長は、自然災害等発生時の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 手順書の整備</p> <p>(1) 運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。<u>また、各課長は、自然災害等に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</u></p> <p>1) 地震</p> <p>① 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。 <u>② 地震発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサン</u></p>	<p>2. 自然災害等</p> <p>運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1から2.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.1 要員の配置</p> <p>運営管理課長は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」1.1（体制の整備）に示す。</p> <p>2.2 教育・訓練の実施</p> <p>運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき自然災害等発生時の対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備</p> <p>各課長は、自然災害等発生時の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 手順書の整備</p> <p>(1) 運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。また、各課長は、自然災害等に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p> <p>1) 地震</p> <p>① 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。 ② 地震発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサン</p>	<p>2. 自然災害等</p> <p>運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1から2.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.1 要員の配置</p> <p>運営管理課長は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」1.1（体制の整備）に示す。</p> <p>2.2 教育・訓練の実施</p> <p>運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき自然災害等発生時の対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備</p> <p>各課長は、自然災害等発生時の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 手順書の整備</p> <p>(1) 運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。また、各課長は、自然災害等に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p> <p>1) 地震</p> <p>① 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。 ② 地震発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサン</p>	

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1（附則第1項適用）	変更3（附則第3項適用）	変更4（附則第4項適用）	備考
<p>② 地震発生の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2) 龍巻</p> <p>① UF₆を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</p> <p>② 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じた固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去の実施に関すること。</p> <p>③ 敷地内への車両の入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外への退避による飛来物とならない管理に関すること。</p> <p>なお、飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟と車両との間に取るべき離隔距離（200m）を考慮し図－1のとおりとする。</p> <p><u>（新規追加）</u></p> <p><u>（新規追加）</u></p> <p>④ 竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>3) 外部火災</p> <p>① 防火帯の維持及び管理に関すること。</p> <p>② 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。</p>	<p>ブル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>また、地震の発生が予測される場合において実施する均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転の停止に関すること。</p> <p>③ 地震発生の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2) 龍巻</p> <p>① UF₆を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</p> <p>② 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じた固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去の実施に関すること。</p> <p>③ 敷地内への車両の入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外への退避による飛来物とならない管理に関すること。</p> <p>なお、飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟と車両との間に取るべき離隔距離（200m）を考慮し図－1のとおりとする。</p> <p>④ 放射性固体廃棄物のドラム缶等の容器の固縛による飛散防止に関すること。</p> <p>⑤ 竜巻の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケート設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>⑥ 竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>ブル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>また、地震の発生が予測される場合において実施する均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転の停止に関すること。</p> <p>③ 地震発生の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2) 龍巻</p> <p>① UF₆を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</p> <p>② 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じた固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去の実施に関すること。</p> <p>③ 敷地内への車両の入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外への退避による飛来物とならない管理に関すること。</p> <p>なお、飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟と車両との間に取るべき離隔距離（200m）を考慮し図－1のとおりとする。</p> <p>④ 放射性固体廃棄物のドラム缶等の容器の固縛による飛散防止に関すること。</p> <p>⑤ 竜巻の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケート設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>⑥ 竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p>	<p>ブル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>また、地震の発生が予測される場合において実施する均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転の停止に関すること。</p> <p>③ 地震発生の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2) 龍巻</p> <p>① UF₆を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</p> <p>② 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じた固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去の実施に関すること。</p> <p>③ 敷地内への車両の入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外への退避による飛来物とならない管理に関すること。</p> <p>なお、飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟と車両との間に取るべき離隔距離（200m）を考慮し図－1のとおりとする。</p> <p>④ 放射性固体廃棄物のドラム缶等の容器の固縛による飛散防止に関すること。</p> <p>⑤ 竜巻の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケート設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>⑥ 竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p>	

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1（附則第1項適用）	変更3（附則第3項適用）	変更4（附則第4項適用）	備考
<p>③ 外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認 ・ FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施 ・ 上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施 <p>④ 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。</p> <p>⑤ 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。</p> <p>⑥ 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。</p> <p>⑦ 外部火災発生の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>④ 火山（降灰）</p> <p>① UF₆を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</p> <p>② 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関すること。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>③ 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>⑤ 溢水</p> <p>① 被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源の遮断に関するこ</p>	<p>③ 火山（降灰）</p> <p>① UF₆を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</p> <p>② 防護施設に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関すること。<u>また、防護施設以外の建屋に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業に関するこ</u></p> <p>③ 火山事象の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関するこ</p> <p><u>また、火山事象が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンバ閉止の措置に関するこ</u></p> <p>④ 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関するこ</p> <p>④ 溢水</p> <p>① 被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源の遮断に関するこ</p>	<p>③ 火山（降灰）</p> <p>① UF₆を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</p> <p>② 防護施設に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関するこ。また、防護施設以外の建屋に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業に関するこ。</p> <p>③ 火山事象の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関するこ。</p> <p>また、火山事象が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンバ閉止の措置に関するこ。</p> <p>④ 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関するこ。</p> <p>④ 溢水</p> <p>① 被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源の遮断に関するこ</p>	<p>③ 火山（降灰）</p> <p>① UF₆を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</p> <p>② 防護施設に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関するこ。また、防護施設以外の建屋に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業に関するこ。</p> <p>③ 火山事象の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関するこ。</p> <p>また、火山事象が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンバ閉止の措置に関するこ。</p> <p>④ 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関するこ。</p> <p>④ 溢水</p> <p>① 被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源の遮断に関するこ</p>	

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1 (附則第1項適用)	変更3 (附則第3項適用)	変更4 (附則第4項適用)	備考
と。 ② 溢水の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 <u>(新規追加)</u>	と。 ② 溢水の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 5) 積雪 ① 屋外軽油タンク及び配管の上部に積雪が確認された場合の除去作業に関すること。 ② 積雪の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 6) 化学物質の放出 ① 敷地内において UF ₆ 等の化学物質の放出又は放出のおそれにより、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備の UF ₆ 排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。 また、化学物質の放出が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンバ閉止の措置に関すること。 ② 化学物質の放出の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 7) 台風等 ① 六ヶ所村への大型台風の上陸等により、大気圧が 960hPa を下回るおそれがある場合において実施する気圧の監視強化、各設備の槽類の加熱停止の措置に関すること。 ② 台風等の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 <u>(削除)</u>	と。 ② 溢水の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 5) 積雪 ① 屋外軽油タンク及び配管の上部に積雪が確認された場合の除去作業に関すること。 ② 積雪の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 6) 化学物質の放出 ① 敷地内において UF ₆ 等の化学物質の放出又は放出のおそれにより、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備の UF ₆ 排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。 また、化学物質の放出が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンバ閉止の措置に関すること。 ② 化学物質の放出の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 7) 台風等 ① 六ヶ所村への大型台風の上陸等により、大気圧が 960hPa を下回るおそれがある場合において実施する気圧の監視強化、各設備の槽類の加熱停止の措置に関すること。 ② 台風等の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。	と。 ② 溢水の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 5) 積雪 ① 屋外軽油タンク及び配管の上部に積雪が確認された場合の除去作業に関すること。 ② 積雪の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 6) 化学物質の放出 ① 敷地内において UF ₆ 等の化学物質の放出又は放出のおそれにより、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備の UF ₆ 排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。 また、化学物質の放出が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンバ閉止の措置に関すること。 ② 化学物質の放出の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 7) 台風等 ① 六ヶ所村への大型台風の上陸等により、大気圧が 960hPa を下回るおそれがある場合において実施する気圧の監視強化、各設備の槽類の加熱停止の措置に関すること。 ② 台風等の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。	
<u>(新規追加)</u>				
<u>(新規追加)</u>				
6) カスケード設備の生産運転停止等の措置 ① 森林火災等の発生、竜巻等の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から加工施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合に、あらかじめ実施するカスケード設備の UF ₆ 排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。 ② 上記のほか、火山事象、ばい煙等が予想され				

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1 (附則第1項適用)	変更3 (附則第3項適用)	変更4 (附則第4項適用)	備考
<p>る場合、送排風機の停止・ダンパ閉止に関すること。</p> <p>2.5 評価・改善 事業部長は、運営管理課長に自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告するとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>図表一覧 (略)</p>	<p>2.5 定期的な評価 1) 各課長は、2.1から2.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。 2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</p> <p>図表一覧 (略)</p>	<p>2.5 定期的な評価 1) 各課長は、2.1から2.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。 2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</p> <p>図表一覧 (略)</p>	<p>2.5 定期的な評価 1) 各課長は、2.1から2.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。 2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</p> <p>図表一覧 (略)</p>	
<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針 (第73条関連)</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故として、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF₆漏えい事象を想定し、加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の1.1項～1.4項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 体制の整備 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、以下の事項を考慮した第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 非常時対策組織 非常時対策組織は、実施組織及び支援組織で構成し、その役割、責任者（本部長、班長及び代理者）を定める。</p> <p>1) 非常時対策組織は、事業部長を本部長とし、実施組織（運転管理班、設備応急班、消火班、総務班、放射線管理班）及び支援組織（技術支援班、本部事務局、広報班、救護班、資材班、</p>	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準 (第21条の4関連)</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故として、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF₆漏えい事象を想定し、加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、次の1.1から1.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 体制の整備 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、以下の事項を考慮した第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 非常時対策組織 非常時対策組織は、実施組織及び支援組織で構成し、その役割、責任者（本部長、班長及び代理者）を定める。</p> <p>1) 非常時対策組織は、事業部長を本部長とし、実施組織（運転管理班、設備応急班、消火班、総務班、放射線管理班）及び支援組織（技術支援班、本部事務局、広報班、救護班、資材班、</p>	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準 (第21条の4関連)</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故として、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF₆漏えい事象を想定し、加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、次の1.1から1.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 体制の整備 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、以下の事項を考慮した第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 非常時対策組織 非常時対策組織は、実施組織及び支援組織で構成し、その役割、責任者（本部長、班長及び代理者）を定める。</p> <p>1) 非常時対策組織は、事業部長を本部長とし、実施組織（運転管理班、設備応急班、消火班、総務班、放射線管理班）及び支援組織（技術支援班、本部事務局、広報班、救護班、資材班、</p>	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準 (第21条の4関連)</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故として、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF₆漏えい事象を想定し、加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、次の1.1から1.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 体制の整備 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、以下の事項を考慮した第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 非常時対策組織 非常時対策組織は、実施組織及び支援組織で構成し、その役割、責任者（本部長、班長及び代理者）を定める。</p> <p>1) 非常時対策組織は、事業部長を本部長とし、実施組織（運転管理班、設備応急班、消火班、総務班、放射線管理班）及び支援組織（技術支援班、本部事務局、広報班、救護班、資材班、</p>	<p>○ タイトル変更、記載適正化、事故時の設備停止措置（サンプル小分け装置の加熱停止、核燃料物質の取扱い操作停止）の明確化に係る事項については、工事や運用上の制約がないことから、認可後10日以内に適用する。【黄色網掛け部】</p> <p>○ 附則において、段階的に適用することを明確にする。（変更1を附則第3項別紙1として、変更3を附則第4項別紙2として添付する。）《補正にて対応》</p>

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1（附則第1項適用）	変更3（附則第3項適用）	変更4（附則第4項適用）	備考
<p>厚生班) で構成する。</p> <p>また、本部長の代行者を定めるとともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。</p> <p>① 本部長は、実施組織、支援組織を指揮し、非常時対策組織を統括する。</p> <p>② 運転管理班長は、加工施設の状態監視、運転操作、初期対応を行う。</p> <p>③ 設備応急班長は、漏えい箇所の閉止処置等の応急措置を行う。</p> <p>④ 消火班長は、消火活動及び気体状のUF₆等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う。</p> <p>⑤ 総務班長は、避難誘導や被災者の救助等を行う。</p> <p>⑥ 放射線管理班長は、施設周辺の環境測定、被ばく管理等を行う。</p> <p>⑦ 技術支援班長は、技術的検討や資料作成を行う。</p> <p>⑧ 本部事務局班長は、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う。</p> <p>⑨ 広報班長は、社外への広報活動を行う。</p> <p>⑩ 救護班長は、被災者の救護活動を行う。</p> <p>⑪ 資材班長は、必要な応急資機材の調達を行う。</p> <p>⑫ 厚生班長は、活動期間中に必要な食料の手配等を行う。</p> <p>(2) 非常時対策組織要員の確保</p> <p>実施組織には、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状のUF₆等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する（図-1参照）。</p> <p>また、非常時対策組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために要員数を確保する。</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる（図-1参照）。</p> <p>(3) 社外組織からの支援</p> <p>加工施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与、その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。</p>	<p>厚生班) で構成する。</p> <p>また、本部長の代行者を定めるとともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。</p> <p>① 本部長は、実施組織、支援組織を指揮し、非常時対策組織を統括する。</p> <p>② 運転管理班長は、加工施設の状態監視、運転操作、初期対応を行う。</p> <p>③ 設備応急班長は、漏えい箇所の閉止処置等の応急措置を行う。</p> <p>④ 消火班長は、消火活動及び気体状のUF₆等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う。</p> <p>⑤ 総務班長は、避難誘導や被災者の救助等を行う。</p> <p>⑥ 放射線管理班長は、施設周辺の環境測定、被ばく管理等を行う。</p> <p>⑦ 技術支援班長は、技術的検討や資料作成を行う。</p> <p>⑧ 本部事務局班長は、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う。</p> <p>⑨ 広報班長は、社外への広報活動を行う。</p> <p>⑩ 救護班長は、被災者の救護活動を行う。</p> <p>⑪ 資材班長は、必要な応急資機材の調達を行う。</p> <p>⑫ 厚生班長は、活動期間中に必要な食料の手配等を行う。</p> <p>(2) 非常時対策組織要員の確保</p> <p>実施組織には、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状のUF₆等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する（図-1参照）。</p> <p>また、非常時対策組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために要員数を確保する。</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる（図-1参照）。</p> <p>(3) 社外組織からの支援</p> <p>加工施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与、その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。</p>	<p>厚生班) で構成する。</p> <p>また、本部長の代行者を定めるとともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。</p> <p>① 本部長は、実施組織、支援組織を指揮し、非常時対策組織を統括する。</p> <p>② 運転管理班長は、加工施設の状態監視、運転操作、初期対応を行う。</p> <p>③ 設備応急班長は、漏えい箇所の閉止処置等の応急措置を行う。</p> <p>④ 消火班長は、消火活動及び気体状のUF₆等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う。</p> <p>⑤ 総務班長は、避難誘導や被災者の救助等を行う。</p> <p>⑥ 放射線管理班長は、施設周辺の環境測定、被ばく管理等を行う。</p> <p>⑦ 技術支援班長は、技術的検討や資料作成を行う。</p> <p>⑧ 本部事務局班長は、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う。</p> <p>⑨ 広報班長は、社外への広報活動を行う。</p> <p>⑩ 救護班長は、被災者の救護活動を行う。</p> <p>⑪ 資材班長は、必要な応急資機材の調達を行う。</p> <p>⑫ 厚生班長は、活動期間中に必要な食料の手配等を行う。</p> <p>(2) 非常時対策組織要員の確保</p> <p>実施組織には、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状のUF₆等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する（図-1参照）。</p> <p>また、非常時対策組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために要員数を確保する。</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる（図-1参照）。</p> <p>(3) 社外組織からの支援</p> <p>加工施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与、その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。</p>	<p>厚生班) で構成する。</p> <p>また、本部長の代行者を定めるとともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。</p> <p>① 本部長は、実施組織、支援組織を指揮し、非常時対策組織を統括する。</p> <p>② 運転管理班長は、加工施設の状態監視、運転操作、初期対応を行う。</p> <p>③ 設備応急班長は、漏えい箇所の閉止処置等の応急措置を行う。</p> <p>④ 消火班長は、消火活動及び気体状のUF₆等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う。</p> <p>⑤ 総務班長は、避難誘導や被災者の救助等を行う。</p> <p>⑥ 放射線管理班長は、施設周辺の環境測定、被ばく管理等を行う。</p> <p>⑦ 技術支援班長は、技術的検討や資料作成を行う。</p> <p>⑧ 本部事務局班長は、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う。</p> <p>⑨ 広報班長は、社外への広報活動を行う。</p> <p>⑩ 救護班長は、被災者の救護活動を行う。</p> <p>⑪ 資材班長は、必要な応急資機材の調達を行う。</p> <p>⑫ 厚生班長は、活動期間中に必要な食料の手配等を行う。</p> <p>(2) 非常時対策組織要員の確保</p> <p>実施組織には、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状のUF₆等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する（図-1参照）。</p> <p>また、非常時対策組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために要員数を確保する。</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる（図-1参照）。</p> <p>(3) 社外組織からの支援</p> <p>加工施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与、その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。</p>	

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1（附則第1項適用）	変更3（附則第3項適用）	変更4（附則第4項適用）	備考
<p>また、当社の他事業部間においても、同様の対応を図る。</p> <p>(4) 非常時対策組織の活動拠点 非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備える。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、第87条に基づき以下の事項を含む教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。 ① 複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畠を想定し、UF₆の特性及びUF₆の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を年1回以上実施する。 ② 非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、非常時対策組織の各班にて通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練をそれぞれ年1回以上実施する。 なお、訓練は、気体状のUF₆等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。 また、定期的に要員の召集訓練を実施する。 ③ 事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</p> <p>1.3 資機材の配備 各課長は、UF₆漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材を表-1に示すとおり配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p>	<p>また、当社の他事業部間においても、同様の対応を図る。</p> <p>(4) 非常時対策組織の活動拠点 非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備える。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、第87条に基づき以下の事項を含む教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。 ① 複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畠を想定し、UF₆の特性及びUF₆の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を年1回以上実施する。 ② 非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、非常時対策組織の各班にて通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練をそれぞれ年1回以上実施する。 なお、訓練は、気体状のUF₆等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。 また、定期的に要員の召集訓練を実施する。 ③ 事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</p> <p>1.3 資機材の配備 各課長は、UF₆漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材を表-1に示すとおり配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p>	<p>また、当社の他事業部間においても、同様の対応を図る。</p> <p>(4) 非常時対策組織の活動拠点 非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備える。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、第87条に基づき以下の事項を含む教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。 ① 複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畠を想定し、UF₆の特性及びUF₆の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を年1回以上実施する。 ② 非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、非常時対策組織の各班にて通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練をそれぞれ年1回以上実施する。 なお、訓練は、気体状のUF₆等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。 また、定期的に要員の召集訓練を実施する。 ③ 事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</p> <p>1.3 資機材の配備 各課長は、UF₆漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材を表-1に示すとおり配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p>	<p>また、当社の他事業部間においても、同様の対応を図る。</p> <p>(4) 非常時対策組織の活動拠点 非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備える。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、第87条に基づき以下の事項を含む教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。 ① 複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畠を想定し、UF₆の特性及びUF₆の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を年1回以上実施する。 ② 非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、非常時対策組織の各班にて通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練をそれぞれ年1回以上実施する。 なお、訓練は、気体状のUF₆等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。 また、定期的に要員の召集訓練を実施する。 ③ 事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</p> <p>1.3 資機材の配備 各課長は、UF₆漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材を表-1に示すとおり配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p>	

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1（附則第1項適用）	変更3（附則第3項適用）	変更4（附則第4項適用）	備考
<p>また、表一に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。</p> <p>なお、資機材の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響を考慮した分散配置、離隔配置及び固縛等の転倒・飛散防止対策 ② 事故対処が必要なときに短時間で資機材等が使用可能である場所への保管 ③ 屋内保管の資機材等は保管容器へ収納又は保管棚へ保管及び内部飛来物の影響を受けないための考慮 ④ 屋外保管庫は保管庫の損傷及び降雪・降灰した場合における資機材等の取出しに考慮すべき対応及び浸水に考慮すべき対応 <p>1.4 文書の整備</p> <p>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故へ対処するため、以下の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① UF₆の漏えいと火災の重畳時には、工場等周辺への気体状のUF₆等の拡散を抑制することを最優先にし、事故対処の優先順位を決定するための判断基準に関すること。 ② 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動に関すること。 ③ 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火に関すること。 ④ 現場の作業環境等の必要な情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無等）、入手方法（検知器等）及び判断基準（警報設定値等）に関すること。 ⑤ 重大事故に至るおそれがある事故の発生が予測できる場合又は発生した場合に、安全を最優先にカスケード設備のUF₆排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転、各設備の槽類の加熱停止及びサンプル小 	<p>また、表一に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。</p> <p>なお、資機材の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響を考慮した分散配置、離隔配置及び固縛等の転倒・飛散防止対策 ② 事故対処が必要なときに短時間で資機材等が使用可能である場所への保管 ③ 屋内保管の資機材等は保管容器へ収納又は保管棚へ保管及び内部飛来物の影響を受けないための考慮 ④ 屋外保管庫は保管庫の損傷及び降雪・降灰した場合における資機材等の取出しに考慮すべき対応及び浸水に考慮すべき対応 <p>1.4 手順書の整備</p> <p>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故へ対処するため、以下の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① UF₆の漏えいと火災の重畳時には、工場等周辺への気体状のUF₆等の拡散を抑制することを最優先にし、事故対処の優先順位を決定するための判断基準に関すること。 ② 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動に関すること。 ③ 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火に関すること。 ④ 現場の作業環境等の必要な情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無等）、入手方法（検知器等）及び判断基準（警報設定値等）に関すること。 ⑤ 重大事故に至るおそれがある事故の発生が予測できる場合又は発生した場合に、安全を最優先にカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転、各設備の槽類の加熱停止及びサンプル小 	<p>また、表一に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。</p> <p>なお、資機材の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響を考慮した分散配置、離隔配置及び固縛等の転倒・飛散防止対策 ② 事故対処が必要なときに短時間で資機材等が使用可能である場所への保管 ③ 屋内保管の資機材等は保管容器へ収納又は保管棚へ保管及び内部飛来物の影響を受けないための考慮 ④ 屋外保管庫は保管庫の損傷及び降雪・降灰した場合における資機材等の取出しに考慮すべき対応及び浸水に考慮すべき対応 <p>1.4 手順書の整備</p> <p>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故へ対処するため、以下の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① UF₆の漏えいと火災の重畳時には、工場等周辺への気体状のUF₆等の拡散を抑制することを最優先にし、事故対処の優先順位を決定するための判断基準に関すること。 ② 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動に関すること。 ③ 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火に関すること。 ④ 現場の作業環境等の必要な情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無等）、入手方法（検知器等）及び判断基準（警報設定値等）に関すること。 ⑤ 重大事故に至るおそれがある事故の発生が予測できる場合又は発生した場合に、安全を最優先にカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転、各設備の槽類の加熱停止及びサンプル小 	<p>また、表一に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。</p> <p>なお、資機材の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響を考慮した分散配置、離隔配置及び固縛等の転倒・飛散防止対策 ② 事故対処が必要なときに短時間で資機材等が使用可能である場所への保管 ③ 屋内保管の資機材等は保管容器へ収納又は保管棚へ保管及び内部飛来物の影響を受けないための考慮 ④ 屋外保管庫は保管庫の損傷及び降雪・降灰した場合における資機材等の取出しに考慮すべき対応及び浸水に考慮すべき対応 <p>1.4 手順書の整備</p> <p>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故へ対処するため、以下の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① UF₆の漏えいと火災の重畳時には、工場等周辺への気体状のUF₆等の拡散を抑制することを最優先にし、事故対処の優先順位を決定するための判断基準に関すること。 ② 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動に関すること。 ③ 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火に関すること。 ④ 現場の作業環境等の必要な情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無等）、入手方法（検知器等）及び判断基準（警報設定値等）に関すること。 ⑤ 重大事故に至るおそれがある事故の発生が予測できる場合又は発生した場合に、安全を最優先にカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転、各設備の槽類の加熱停止及びサンプル小 	

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1（附則第1項適用）	変更3（附則第3項適用）	変更4（附則第4項適用）	備考
<p>めの管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>⑥ UF₆が機器から漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、建屋内に気体状のUF₆等を閉じ込めるための送排風機の停止・ダンパ閉止に関すること。</p> <p>⑦ 保安上必要な通路は、十分な広さを有し、落下物等の障害物のないルートを確保し、屋内の通路から事故発生現場へアクセスする事が困難な場合に、非常扉から屋内へアクセスする等の複数ルートの確保に関する事項（図-2参照）。</p> <p>⑧ 重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽（中間製品容器）からの漏えいと火災による大気圧未満でUF₆を取り扱う機器からの漏えいが同時発生を想定すること、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畠を想定した建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順に関する事項。</p> <p>また、これらの想定事象に加え、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順に関する事項。</p> <p>⑨ 大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合には、生産運転停止等の措置を講じるものとし、安全を最優先に対応する対処の手順に関する事項。</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>運営管理課長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合に對処するための体制として、以下の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>また、運営管理課長は、大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、第87条に基づき総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上行う計画を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>① 大型航空機の衝突により大規模な火災が発</p>	<p>分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関する事項。</p> <p>⑥ UF₆が機器から漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、建屋内に気体状のUF₆等を閉じ込めるための送排風機の停止・ダンパ閉止に関する事項。</p> <p>⑦ 保安上必要な通路は、十分な広さを有し、落下物等の障害物のないルートを確保し、屋内の通路から事故発生現場へアクセスする事が困難な場合に、非常扉から屋内へアクセスする等の複数ルートの確保に関する事項（図-2参照）。</p> <p>⑧ 重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽（中間製品容器）からの漏えいと火災による大気圧未満でUF₆を取り扱う機器からの漏えいが同時発生することを想定すること、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畠を想定した建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順に関する事項。</p> <p>また、これらの想定事象に加え、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順に関する事項。</p> <p>⑨ 大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合には、生産運転停止等の措置を講じるものとし、安全を最優先に対応する対処の手順に関する事項。</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>運営管理課長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合に對処するための体制として、次の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>また、運営管理課長は、大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、第87条に基づき総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上行う計画を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>① 大型航空機の衝突により大規模な火災が発</p>	<p>分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関する事項。</p> <p>⑥ UF₆が機器から漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、建屋内に気体状のUF₆等を閉じ込めるための送排風機の停止・ダンパ閉止に関する事項。</p> <p>⑦ 保安上必要な通路は、十分な広さを有し、落下物等の障害物のないルートを確保し、屋内の通路から事故発生現場へアクセスする事が困難な場合に、非常扉から屋内へアクセスする等の複数ルートの確保に関する事項（図-2参照）。</p> <p>⑧ 重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽（中間製品容器）からの漏えいと火災による大気圧未満でUF₆を取り扱う機器からの漏えいが同時発生することを想定すること、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畠を想定した建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順に関する事項。</p> <p>また、これらの想定事象に加え、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順に関する事項。</p> <p>⑨ 大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合には、生産運転停止等の措置を講じるものとし、安全を最優先に対応する対処の手順に関する事項。</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>運営管理課長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合に對処するための体制として、次の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>また、運営管理課長は、大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、第87条に基づき総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上行う計画を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>① 大型航空機の衝突により大規模な火災が発</p>	<p>分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関する事項。</p> <p>⑥ UF₆が機器から漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、建屋内に気体状のUF₆等を閉じ込めるための送排風機の停止・ダンパ閉止に関する事項。</p> <p>⑦ 保安上必要な通路は、十分な広さを有し、落下物等の障害物のないルートを確保し、屋内の通路から事故発生現場へアクセスする事が困難な場合に、非常扉から屋内へアクセスする等の複数ルートの確保に関する事項（図-2参照）。</p> <p>⑧ 重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽（中間製品容器）からの漏えいと火災による大気圧未満でUF₆を取り扱う機器からの漏えいが同時発生することを想定すること、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畠を想定した建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順に関する事項。</p> <p>また、これらの想定事象に加え、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順に関する事項。</p> <p>⑨ 大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合には、生産運転停止等の措置を講じるものとし、安全を最優先に対応する対処の手順に関する事項。</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>運営管理課長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合に對処するための体制として、次の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>また、運営管理課長は、大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、第87条に基づき総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上行う計画を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>① 大型航空機の衝突により大規模な火災が発</p>	

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1（附則第1項適用）	変更3（附則第3項適用）	変更4（附則第4項適用）	備考
<p>生した場合には、化学消防自動車により消火活動に当たる。</p> <p>② 建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状の UF_6 等の拡散を抑制する。</p> <p>③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器（HF 検知器）、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>④ 濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動に当たる。</p> <p>⑤ 大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上実施する。</p> <p>3. 評価・改善 <u>事業部長は、運営管理課長に重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>	<p>生した場合には、化学消防自動車により消火活動に当たる。</p> <p>② 建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状の UF_6 等の拡散を抑制する。</p> <p>③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器（HF 検知器）、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>④ 濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動に当たる。</p> <p>⑤ 大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上実施する。</p> <p>3. 定期的な評価 1) 各課長は、1及び2の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。 2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</p>	<p>生した場合には、化学消防自動車により消火活動に当たる。</p> <p>② 建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状の UF_6 等の拡散を抑制する。</p> <p>③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器（HF 検知器）、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>④ 濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動に当たる。</p> <p>⑤ 大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上実施する。</p> <p>3. 定期的な評価 1) 各課長は、1及び2の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。 2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</p>	<p>生した場合には、化学消防自動車により消火活動に当たる。</p> <p>② 建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状の UF_6 等の拡散を抑制する。</p> <p>③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器（HF 検知器）、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>④ 濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動に当たる。</p> <p>⑤ 大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上実施する。</p> <p>3. 定期的な評価 1) 各課長は、1及び2の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。 2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</p>	
図表一覧 (略)	図表一覧 (略)	図表一覧 (略)	図表一覧 (略)	

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行				変更1(附則第1項適用)				変更3(附則第3項適用)				変更4(附則第4項適用)				備考		
モニタリングカード	1台	1回/年	外観、員数、機能	メータ($\alpha \cdot \beta$ 線)				機材置場				メータ($\alpha \cdot \beta$ 線)				者検査等終了日の翌日より適用する。【青色網掛け部】		
《代替品》表面汚染密度測定用サーベイメータ($\alpha \cdot \beta$ 線)	各1台	1回/年	外観、員数、機能	可搬式ダスト測定関連機器(サンプラー)	5台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	可搬式ダスト測定関連機器(サンプラー)	5台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	可搬式ダスト測定関連機器(サンプラー)	5台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
可搬式ダスト測定関連機器(サンプラー)				個人用外部被ばく線量測定器(APD)	126台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	個人用外部被ばく線量測定器(APD)	126台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	個人用外部被ばく線量測定器(APD)	126台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
風向風速計	1台	1回/年	外観、員数	モニタリングカード	1台	濃縮・埋設事業所	1回/年	外観、員数、機能	モニタリングカード	1台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能	モニタリングカード	1台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能
《代替品》簡易風向風速計	1台	1回/年	外観、員数	《代替品》表面汚染密度測定用サーベイメータ($\alpha \cdot \beta$ 線)	各1台	屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	《代替品》表面汚染密度測定用サーベイメータ($\alpha \cdot \beta$ 線)	各1台	屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	《代替品》表面汚染密度測定用サーベイメータ($\alpha \cdot \beta$ 線)	各1台	屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
半導体材料ガス検知器(HF検知器)	5台	1回/年	外観、員数、機能	可搬式ダスト測定関連機器(サンプラー)					可搬式ダスト測定関連機器(サンプラー)				風向風速計	1台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能	
ガス採取器	2台	1回/年	外観、員数、機能	風向風速計	1台	屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	風向風速計	1台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能	《代替品》簡易風向風速計	1台	屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
《代替品》簡易風向風速計				《代替品》表面汚染密度測定用サーベイメータ($\alpha \cdot \beta$ 線)	1台	屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	半導体材料ガス検知器(HF検知器)	11台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	半導体材料ガス検知器(HF検知器)	11台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
半導体材料ガス検知器(HF検知器)	11台			ガス採取器	5台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	ガス採取器	5台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	ガス採取器	5台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
ガス採取器	5台			監視カメラ	8台	工場	1回/年	外観、員数、機能	監視カメラ	8台	工場	1回/年	外観、員数、機能	監視カメラ	8台	工場	1回/年	外観、員数、機能
監視カメラ	8台			2号発回均質室前シャッターネン	1式	工場	1回/年	外観、員数、機能	2号発回均質室前シャッターネン	1式	工場	1回/年	外観、員数、機能	2号発回均質室前シャッターネン	1式	工場	1回/年	外観、員数、機能
2号発回均質室前シャッターネン																		

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行				変更1(附則第1項適用)					変更3(附則第3項適用)					変更4(附則第4項適用)					備考						
資機材等		必要数	点検頻度	点検内容		資機材等		保有数※1	保管場所※1	点検頻度	点検内容	資機材等		保有数※1	保管場所※1	点検頻度	点検内容	資機材等		保有数※1	保管場所※1	点検頻度	点検内容		
応急・復旧工具等その他資機材	閉止用資材(パテ、木栓、鉛栓、ビニルシート)	3式	1回/年	外観、員数		応急・復旧工具等その他資機材	閉止用資材(パテ、木栓、鉛栓、ビニルシート)	5式	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数	応急・復旧工具等その他資機材	閉止用資材(パテ、木栓、鉛栓、ビニルシート)	5式	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数	応急・復旧工具等その他資機材	閉止用資材(パテ、木栓、鉛栓、ビニルシート)	5式	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数		
消石灰	10袋	1回/年	外観、員数			消石灰	20袋	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数		消石灰	20袋	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数		消石灰	20袋	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数			
消石灰散布機	2台	1回/年	外観、員数			消石灰散布機	4台	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数		消石灰散布機	4台	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数		消石灰散布機	4台	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数			
担架	2台	1回/年	外観、員数、機能			担架	7台	工場、事務所	1回/年	外観、員数、機能		担架	7台	工場、事務所	1回/年	外観、員数、機能		担架	7台	工場、事務所	1回/年	外観、員数、機能			
除染用具(ハンドブラシ等)	1式	1回/年	外観、員数			除染用具(ハンドブラシ等)	3式	工場、事務所	1回/年	外観、員数		除染用具(ハンドブラシ等)	3式	工場、事務所	1回/年	外観、員数		除染用具(ハンドブラシ等)	3式	工場、事務所	1回/年	外観、員数			
発電機	2台	1回/年	外観、員数、機能			発電機	4台	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能		発電機	4台	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能		発電機	4台	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能			
電工ドラム	5台	1回/年	外観、員数、機能			電工ドラム	10台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能		電工ドラム	10台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能		電工ドラム	10台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能			
照明装置	18台	1回/年	外観、員数、機能			照明装置	36台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能		照明装置	36台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能		照明装置	36台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能			
チェンジングルーム(メント)	1式	1回/年	外観、員数			チェンジングルーム(メント)	1式	工場	1回/年	外観、員数		チェンジングルーム(メント)	1式	工場	1回/年	外観、員数		チェンジングルーム(メント)	1式	工場	1回/年	外観、員数			
《代替品》養生シート、パテティション	1式	1回/年	外観、員数			《代替品》養生シート、パテティション	1式	事務所	1回/年	外観、員数		《代替品》養生シート、パテティション	1式	事務所	1回/年	外観、員数		《代替品》養生シート、パテティション	1式	事務所	1回/年	外観、員数			
HF対応薬品	10式	1回/月	員数、機能			HF対応薬品	20式	再処理事業所	1回/月	員数、機能		HF対応薬品	20式	再処理事業所	1回/月	員数、機能		HF対応薬品	20式	再処理事業所	1回/月	員数、機能			
消防用資機材・装備品(UO ₂ F ₂ 及びHF拡散抑制用の放水含む)	防火服	10着	1回/6月	外観、員数			空気呼吸器	10台	1回/6月	外観、員数、機能		携帯用照明器具	現場対処用資機材に含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様			消防用資機材・装備品(UO ₂ F ₂ 及びHF拡散抑制用の放水含む)	防火服	20着	工場、事務所	1回/6月	外観、員数	
	空気呼吸器	10台	1回/6月	外観、員数、機能			個人用外部被ばく線量測定器(APD)	現場対処用資機材に含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様		携帯用照明器具	現場対処用資機材に含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様			消防用資機材・装備品(UO ₂ F ₂ 及びHF拡散抑制用の放水含む)	空気呼吸器	20台	工場、事務所	1回/6月	外観、員数、機能	
	携帯用照明器具	現場対処用資機材に含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様			個人用外部被ばく線量測定器(APD)	現場対処用資機材に含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様		個人用外部被ばく線量測定器(APD)	現場対処用資機材に含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様			消防用資機材・装備品(UO ₂ F ₂ 及びHF拡散抑制用の放水含む)	携帯用照明器具	現場対処用資機材に含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様		
	個人用外部被ばく線量測定器(APD)	1台	1回/年	外観、員数、機能			サーモグラフィ	1台	1回/年	外観、員数、機能		携帯用照明器具	現場対処用資機材に含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様			消防用資機材・装備品(UO ₂ F ₂ 及びHF拡散抑制用の放水含む)	個人用外部被ばく線量測定器(APD)	2台	工場	1回/年	外観、員数、機能	
	消防自動車(化学消防自動車)※	1台	1回/年	外観、員数、機能			消防自動車(化学消防自動車)	各1台	1回/年	外観、員数、機能		消防自動車(化学消防自動車)	各1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能			消防用資機材・装備品(UO ₂ F ₂ 及びHF拡散抑制用の放水含む)	消防自動車(化学消防自動車)	1台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能	
	《代替品》(消火)可搬消防ポンプ、可搬消防ポンプ運搬用軽トラック	各1台	1回/年	外観、員数、機能			消火用水	320m ³	1回/月	外観、員数		《代替品》	各1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能			消防用資機材・装備品(UO ₂ F ₂ 及びHF拡散抑制用の放水含む)	《代替品》	2台	工場	1回/年	外観、員数、機能	
	消火用水	320m ³	1回/月	外観、員数															消防用資機材・装備品(UO ₂ F ₂ 及びHF拡散抑制用の放水含む)	消防自動車(化学消防自動車)	1台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能	

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行				変更1(附則第1項適用)				変更3(附則第3項適用)				変更4(附則第4項適用)				備考		
泡消火剤	100 <small>リッタ</small>	1回/月	外観、員数	《代替品》(消火)可搬消防ポンプ、可搬消防ポンプ運搬用車両	各1台	濃縮・埋設事業所	1回/年	外観、員数、機能	(消火)可搬消防ポンプ、可搬消防ポンプ運搬用車両				《代替品》(消火)可搬消防ポンプ、可搬消防ポンプ運搬用車両	各1台	車庫2	1回/年	外観、員数、機能	
防火服※	5着	1回/6月	外観、員数	消火用水	320m ³	工場構内	1回/6月	外観、員数	(放水)屋上放水装置	2式	2号発回均質棟	1回/年	外観、機能	(放水)屋上放水装置	2式	2号発回均質棟	1回/年	外観、機能
空気呼吸器※	5台	1回/6月	外観、員数、機能	泡消火剤	500 <small>リッタ</small>	屋外資機材置場	1回/月	外観、員数	消火用水	320m ³	工場構内	1回/6月	外観、員数	消火用水	320m ³	工場構内	1回/6月	外観、員数
携帯用照明器具※	5台	1回/6月	外観、員数、機能	防火服	5着	再処理事業所	1回/6月	外観、員数	屋上放水装置(放水ノズル・ポンプ)	2式	2号発回均質棟	1回/年	外観、機能	貯水槽	400m ³	工場構内	1回/6月	外観、員数
資機材搬送車※	1台	1回/年	外観、員数、機能	空気呼吸器	5台	再処理事業所	1回/6月	外観、員数、機能	《代替品》消防自動車(化学消防自動車)	1台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能	屋上放水装置(放水ノズル・ポンプ)	2式	2号発回均質棟	1回/年	外観、機能
《代替品》一般車両等※	1台	1回/年	外観、員数、機能	携帯用照明器具	5台	再処理事業所	1回/6月	外観、員数、機能	泡消火剤	500 <small>リッタ</small>	車庫2	1回/月	外観、員数	《代替品》消防自動車(化学消防自動車)	1台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能
緊急搬送車※	1台	1回/年	外観、員数、機能	消防自動車(化学消防自動車)	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	防火服	5着	再処理事業所	1回/6月	外観、員数	泡消火剤	500 <small>リッタ</small>	車庫2	1回/月	外観、員数
《代替品》一般車両等※	1台	1回/年	外観、員数、機能	《代替品》動力ポンプ付き水槽車、可搬消防ポンプ	各1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	空気呼吸器	5台	再処理事業所	1回/6月	外観、員数、機能	防火服	5着	再処理事業所	1回/6月	外観、員数
泡消火剤※	1500 <small>リッタ</small>	1回/月	外観、員数	各1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	携帯用照明器具	5台	再処理事業所	1回/6月	外観、員数、機能	消防自動車(化学消防自動車)	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	
※:隣接する自社の他の事業所に配備しているものを使用する。				《代替品》動力ポンプ付き水槽車、可搬消防ポンプ					《代替品》動力ポンプ付き水槽車、可搬消防ポンプ				《代替品》動力ポンプ付き水槽車、可搬消防ポンプ	各1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	

注:保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。

現行	変更1 (附則第1項適用)					変更3 (附則第3項適用)					変更4 (附則第4項適用)					備考			
	資機材等		保有数 ※1	保管場所※ 1	点検頻度	点検内容	資機材等		保有数 ※1	保管場所※ 1	点検頻度	点検内容	資機材等		保有数 ※1	保管場所※ 1	点検頻度	点検内容	
消防用資機材・装備品(UO ₂ F ₂ 及びHF拡散抑制用の放水含む)	消防用資機材搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	消防用資機材搬送車 《代替品》一般車両等 緊急搬送車 《代替品》一般車両等 泡消火剤	資機材搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	消防用資機材搬送車 《代替品》一般車両等 緊急搬送車 《代替品》一般車両等 泡消火剤	資機材搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		
	《代替品》一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		《代替品》一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		《代替品》一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		
	緊急搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		緊急搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		緊急搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		
	《代替品》一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		《代替品》一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		《代替品》一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		
	泡消火剤	1500 リッター	再処理事業所	1回/月	外観、員数		泡消火剤	1500 リッター	再処理事業所	1回/月	外観、員数		泡消火剤	1500 リッター	再処理事業所	1回/月	外観、員数		
	※1 : 保有数及び保管場所は、必要に応じ適宜改善する。 ※2 : 廃棄物埋設施設と一部を共用する。					※1 : 保有数及び保管場所は、必要に応じ適宜改善する。 ※2 : 廃棄物埋設施設と一部を共用する。					※1 : 保有数及び保管場所は、必要に応じ適宜改善する。 ※2 : 廃棄物埋設施設と一部を共用する。								

注：保安規定における青字箇所は、補正内容を示す。